

平成26年3月

平成25年の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部
暴力団対策課
企画分析課

平成25年の暴力団情勢 目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 1 | 平成25年における主な暴力団情勢とその対策 | 1 |
| 2 | 暴力団その他反社会的勢力の情勢 | 1 |
| (1) | 暴力団構成員等の状況 | 1 |
| (2) | 主要暴力団の動向 | 2 |
| ア | 山口組の動向 | 2 |
| イ | 住吉会の動向 | 3 |
| ウ | 稲川会の動向 | 3 |
| (3) | 暴力団以外の反社会的勢力の情勢 | 4 |
| ア | 総会屋・会社ゴロ等の状況 | 4 |
| イ | 社会運動等標ぼうゴロの状況 | 4 |
| 3 | 暴力団犯罪の検挙状況等 | 5 |
| (1) | 全般的検挙状況 | 5 |
| (2) | 主要3団体に係る犯罪の検挙状況 | 9 |
| (3) | 山口組・弘道会に対する集中取締り | 9 |
| (4) | 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等 | 11 |
| ア | 事業者襲撃等事件の発生状況 | 11 |
| イ | 対立抗争事件の発生状況 | 12 |
| ウ | 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件への対策 | 13 |
| (5) | 銃器発砲事件の発生状況 | 14 |
| (6) | 拳銃押収丁数 | 15 |
| (7) | 組織的犯罪処罰法(加重処罰関係)の適用状況 | 16 |
| (8) | 資金獲得犯罪の検挙状況 | 16 |
| ア | 25年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴 | 16 |
| イ | 組織的犯罪処罰法(マネー・ローンダリング関係)の適用状況 | 17 |

| | | |
|----------|--------------------------|-----------|
| ウ | 伝統的資金獲得犯罪 | 18 |
| エ | 企業活動を利用した資金獲得犯罪 | 20 |
| オ | 企業対象暴力及び行政対象暴力 | 21 |
| カ | 金融・不良債権関連事犯 | 22 |
| ★ | トピックス 暴力団による組織的な密漁事犯への対策 | 23 |
| 4 | 暴力団対策法の施行状況等 | 24 |
| (1) | 指定状況 | 24 |
| (2) | 行政命令の発出状況 | 24 |
| ア | 中止命令 | 24 |
| イ | 再発防止命令 | 25 |
| ウ | 請求妨害防止命令 | 26 |
| エ | 用心棒行為等防止命令 | 27 |
| オ | 禁止命令 | 27 |
| カ | 事務所使用制限命令 | 27 |
| (3) | 命令違反事件の検挙状況 | 27 |
| 5 | 暴力団排除条例の施行状況等 | 31 |
| (1) | 条例の制定及び施行 | 31 |
| (2) | 条例の適用状況 | 31 |
| ア | 勧告事例 | 31 |
| イ | 検挙事例 | 31 |
| 6 | 暴力団排除等の推進 | 32 |
| (1) | 公共部門における暴力団排除 | 32 |
| ア | 公共事業等からの暴力団排除 | 32 |
| イ | 各種業法による暴力団排除 | 33 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| ウ | その他公共部門における暴力団排除 | 34 |
| (2) | 民間部門における暴力団排除 | 34 |
| ア | 企業活動からの暴力団排除 | 34 |
| イ | 証券取引における暴力団排除 | 35 |
| ウ | 中小企業等における暴力団排除 | 35 |
| エ | 祭礼・露店からの暴力団排除 | 35 |
| (3) | 地域・住民による暴力団排除 | 36 |
| ア | 損害賠償請求等に対する支援 | 36 |
| イ | 事務所撤去運動に対する支援 | 36 |
| (4) | 暴力団排除活動に対する支援 | 37 |
| ア | 保護対策の強化 | 37 |
| イ | 暴力団情報の提供 | 37 |
| (5) | 都道府県センターの活動状況 | 37 |
| ア | 暴力団関係相談の受理及び対応 | 37 |
| イ | 不当要求防止責任者講習の実施 | 38 |
| ウ | 適格都道府県センターの認定状況 | 38 |
| エ | 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況 | 38 |
| ★ | トピックス 暴力団離脱者の社会復帰に向けた関係機関間の連携強化 | 38 |
| 7 | 東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除等の対策 | 39 |
| (1) | 警察庁における対応状況 | 39 |
| (2) | 被災3県警察における対応状況 | 40 |
| (3) | 東日本大震災に関連した犯罪の取締り状況 | 40 |
| ★ | トピックス 準暴力団について | 41 |

1 平成25年における主な暴力団情勢とその対策

25年は、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が23件、対立抗争に起因するとみられる不法行為が27回発生した。これらの事件の中には、銃器等が用いられているものもあり、地域社会に対する大きな脅威となっている。

また、近年、特に暴力団情勢が緊迫している福岡県においては、各都府県警察からの機動隊や捜査員の派遣、改正暴力団対策法に基づく特定危険指定・特定抗争指定等の各種対策を引き続き推進している。25年は、事業者襲撃等事件の発生が減少し、対立抗争事件の発生もなかったが、引き続き、警戒活動を徹底して市民の安全確保を図りつつ、被疑者の早期検挙に向けた捜査を強力に推進している。

このほか、引き続き、最大の暴力団である山口組とこれを支える弘道会に対して、全国警察が一体となった取締りを推進するとともに、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者等に対する暴力団情報の提供と保護対策の強化等に取り組んでいる。

2 暴力団その他反社会的勢力の情勢

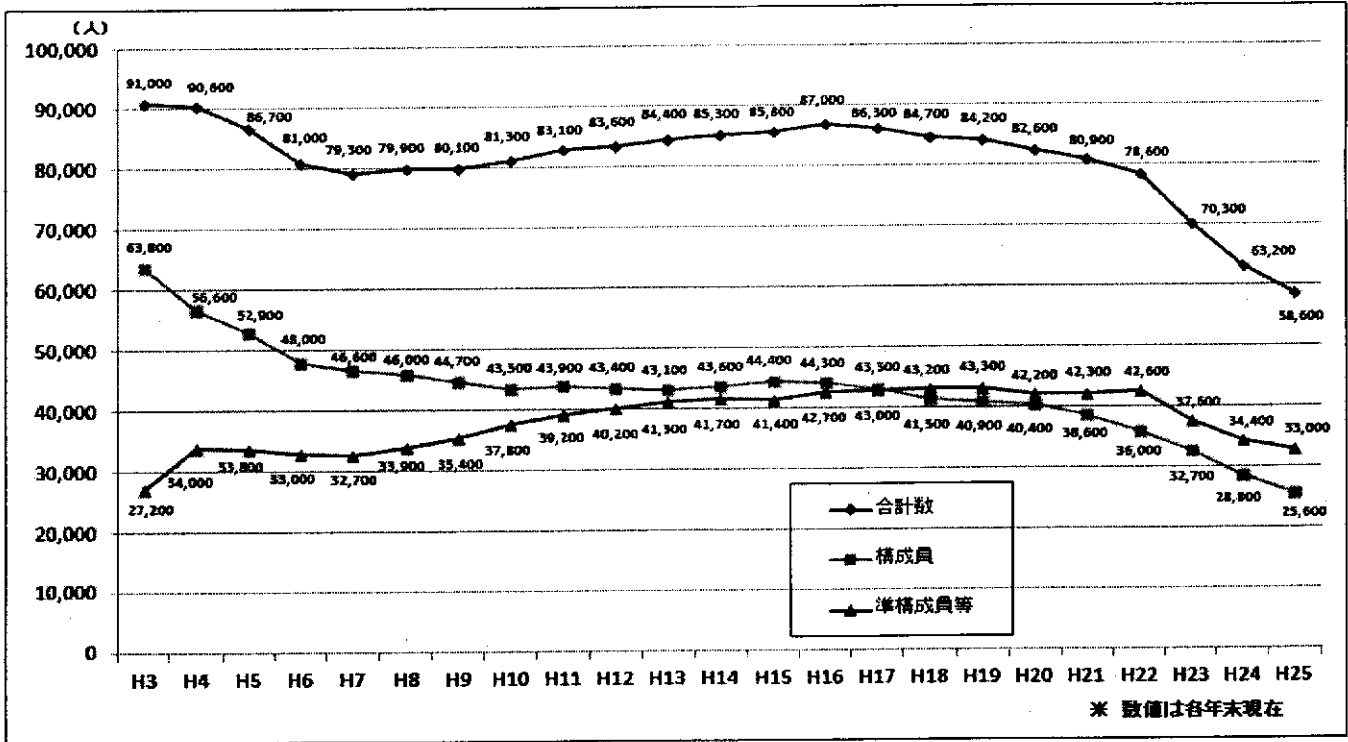
(1) 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、16年以降減少傾向にあるところ、25年末現在58,600人[※]で、前年に比べ4,600人減少し、4年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新した。うち、暴力団構成員の数は25,600人で、前年に比べ3,200人減少し、8年連続で暴力団対策法施行後最少を更新した。準構成員等の数は33,000人で、前年に比べ1,400人減少した（図表1-1）。

また、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等の数は42,300人（全暴力団構成員等の72.2%）で、このうち暴力団構成員の数は19,100人（全暴力団構成員の74.6%）であり、主要3団体による寡占状態が続いている。

中でも山口組は、前年に比べ暴力団構成員等の数は減少しているものの、全暴力団構成員等の数の43.9%（うち構成員については全暴力団構成員の45.3%）を占めており、依然として一極集中の状態が顕著である（図表1-2）。

図表 1—1 暴力団構成員等の推移



図表 1—2 主要3団体の暴力団構成員等の比較

| 主要3団体 | 団体名 | 種類 | 20年末 | 21年末 | 22年末 | 23年末 | 24年末 | 25年末 | 前年比増減 | 25年末の全暴力団構成員等に占める割合 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| | | | 六代目山口組 | 構成員 | 20,200 | 19,000 | 17,300 | 15,200 | 13,100 | |
| 準構成員等 | 17,800 | 17,400 | 17,600 | 15,800 | 14,600 | 14,100 | -500 | | | |
| 計 | 38,000 | 36,400 | 34,900 | 31,000 | 27,700 | 25,700 | -2,000 | | | |
| 住吉会 | 住吉会 | 構成員 | 6,100 | 6,100 | 5,900 | 5,600 | 5,000 | 4,200 | -800 | 16.3% (構成員16.4%) |
| | | 準構成員等 | 6,600 | 6,700 | 6,700 | 6,100 | 5,500 | 5,300 | -200 | |
| | | 計 | 12,700 | 12,800 | 12,600 | 11,700 | 10,600 | 9,500 | -1,100 | |
| 稲川会 | 稲川会 | 構成員 | 4,800 | 4,700 | 4,500 | 4,000 | 3,700 | 3,300 | -400 | 12.0% (構成員12.9%) |
| | | 準構成員等 | 4,500 | 4,700 | 4,600 | 4,100 | 3,800 | 3,800 | 0 | |
| | | 計 | 9,300 | 9,400 | 9,100 | 8,100 | 7,600 | 7,000 | -600 | |
| 3団体合計 | 3団体合計 | 構成員 | 31,100 | 29,800 | 27,700 | 24,800 | 21,800 | 19,100 | -2,700 | 72.2% (構成員74.6%) |
| | | 準構成員等 | 28,900 | 28,800 | 28,900 | 26,100 | 24,000 | 23,100 | -900 | |
| | | 計 | 60,000 | 58,600 | 56,600 | 50,900 | 45,800 | 42,300 | -3,500 | |

注：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、増減及び構成比は概数上のものである。

(2) 主要暴力団の動向

主要暴力団である山口組、住吉会及び稲川会の25年における主な動向は、次のとおりである。

ア 山口組の動向

山口組は、「事務局長」等の役職を新設したほか、「舎弟頭」及び「本部長」の地位を復活させ、古参組長の引退や舎弟への地位変更を行う一方、昇格人事を行い、体制の強化・刷新を図った。

他団体とは、恒例となった友好団体の代表者の誕生日や時候の挨拶を通じて、平和的な関係を維持している。

(7) 新年会の開催

1月、山口組総本部事務所において、いわゆる「親戚団体」である指定暴力団等7団体の代表者を招き、組長の誕生日祝いを兼ねた新年会を開催した。

(4) 指定暴力団として第8回目の指定

6月、兵庫県公安委員会から、指定暴力団として第8回目の指定を受けた。

(9) 機関紙「山口組新報」の発行

7月、組長等の寄稿や行事報告等で構成された機関紙を発行し、直参組長に配布した。10月には、第2号を発行した。

(1) 事始め式の実施

12月、山口組総本部事務所において、事始め式を実施し、平成26年の山口組指針「窮すれば通ず（困難に直面すると、名案が浮かび、知恵を絞るので、進むべき道が開ける）」を発表した。

イ 住吉会の動向

住吉会は、組織体制の強化を図りつつ、他団体との友好関係を維持した。

(7) 新年会の開催

1月、埼玉県内の住吉会関連施設において、会長以下副会長以上の幹部が出席し、新年会を開催した。

(4) 組織体制の強化

2月及び9月、幹部層（最高顧問、会長補佐、副会長）を増員し、組織体制を強化した。

(9) 指定暴力団として第8回目の指定

6月、東京都公安委員会から、指定暴力団として第8回目の指定を受けた。

ウ 稲川会の動向

稲川会は、傘下組織の内紛から平成23年5月に同会を離脱した者が発足させた山梨俠友会との間で、拳銃発砲等を伴う対立抗争を継続している。

(7) 新年初顔合わせ会の開催

1月、神奈川県内の稲川会関連施設において、代表理事以上の幹部が出席し、初顔合わせ会を開催した。

(4) 指定暴力団として第8回目の指定

6月、東京都公安委員会から、指定暴力団として第8回目の指定を受けた。

(7) 親子盃儀式の実施

10月、神奈川県内の稲川会関連施設において、会長を親、傘下組織の5人の組長を子とした親子盃儀式を行った。

(3) 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

ア 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋^{注1}及び会社ゴロ等（会社ゴロ^{注2}及び新聞ゴロ^{注3}をいう。以下同じ。）の数は、25年末現在、1,250人（前年比増減なし）である（図表1-3）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総会屋 | | 370 | 350 | 340 | 330 | 310 | 300 | 290 | 290 | 280 | 270 |
| | グループ構成員 ^{注4} | 90 | 80 | 90 | 90 | 80 | 70 | 60 | 50 | 50 | 50 |
| | 単独人員 | 280 | 270 | 250 | 240 | 230 | 230 | 230 | 240 | 230 | 220 |
| 会社ゴロ等 | | 1,040 | 1,050 | 1,000 | 1,020 | 1,000 | 1,010 | 1,040 | 1,010 | 970 | 980 |
| | グループ構成員 | 60 | 50 | 60 | 80 | 70 | 60 | 70 | 40 | 30 | 30 |
| | 単独人員 | 980 | 1,000 | 940 | 940 | 930 | 950 | 970 | 970 | 940 | 950 |
| 合計 | | 1,410 | 1,400 | 1,340 | 1,350 | 1,310 | 1,310 | 1,330 | 1,300 | 1,250 | 1,250 |

注1：単位株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞、雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から不当に利益の供与を受け又は受けようとしている者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不正等に付け込み、賛助会等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為を常習とし又は常習とするおそれのある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう（以下同じ）。

イ 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ^{注1}及び政治活動標ぼうゴロ^{注2}をいう。）の数は、25年末現在、6,260人（前年比60人減）である（図表1-4）。

図表1-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 社会運動標ぼうゴロ | | 820 | 860 | 820 | 810 | 750 | 790 | 860 | 920 | 620 | 660 |
| | グループ構成員 | 450 | 470 | 430 | 430 | 350 | 390 | 440 | 520 | 320 | 280 |
| | 単独人員 | 370 | 390 | 390 | 380 | 400 | 400 | 420 | 400 | 300 | 380 |
| 政治活動標ぼうゴロ | | 7,000 | 7,100 | 6,900 | 6,800 | 6,800 | 6,700 | 6,500 | 6,100 | 5,700 | 5,600 |
| | グループ構成員 | 5,300 | 5,400 | 5,200 | 5,100 | 5,100 | 5,000 | 5,100 | 4,600 | 4,200 | 4,200 |
| | 単独人員 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,400 | 1,500 | 1,500 | 1,400 |
| 合計 | | 7,820 | 7,960 | 7,720 | 7,610 | 7,550 | 7,490 | 7,360 | 7,020 | 6,320 | 6,260 |

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的要求行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

3 暴力団犯罪の検挙状況等

(1) 全般的検挙状況

17年以降、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は減少傾向にあるところ、25年においては、22,861人と前年に比べ1,278人減少（過去5年間の平均比2,871人減少）している。主な罪種別では、傷害が2,807人、窃盗が2,470人、覚せい剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が6,045人で、前年に比べそれぞれ163人（同267人）、324人（同695人）、240人（同149人）減少している（**図表2-1、4**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は5,333人で前年に比べ177人減少（同1,003人減少）、準構成員その他の周辺者は17,528人で前年に比べ1,101人減少（同1,868人減少）している（**図表2-1、2**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数は43,345件で、前年に比べ5,139件減少（同9,871件減少）している。主な罪種別では、窃盗が18,354件、覚せい剤取締法違反が8,806件で、前年に比べそれぞれ4,251件（同6,368件）、381件（同248件）減少している一方、詐欺が3,077件で、前年に比べ45件増加（同825件減少）している（**図表2-3**）。

図表2-1 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

| 年次 | | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 前年比 | 過去5年平均比 | |
|-------------|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|
| 刑 | 殺人 | 220 | 204 | 178 | 133 | 102 | 119 | 17 | -48 | |
| | 強盗 | 534 | 581 | 560 | 482 | 463 | 357 | -106 | -167 | |
| | 放火 | 44 | 30 | 33 | 33 | 17 | 31 | 14 | 0 | |
| | 強姦 | 94 | 95 | 70 | 84 | 57 | 67 | 10 | -13 | |
| | 凶器準備集合 | 13 | 3 | 4 | 0 | 3 | 3 | 0 | -2 | |
| | 暴行 | 1,235 | 1,165 | 1,130 | 1,167 | 1,126 | 1,048 | -78 | -117 | |
| | 傷害 | 3,219 | 3,123 | 3,016 | 3,040 | 2,970 | 2,807 | -163 | -267 | |
| | 脅迫 | 625 | 543 | 536 | 589 | 617 | 595 | -22 | 13 | |
| | 恐喝 | 2,013 | 1,800 | 1,684 | 1,559 | 1,334 | 1,084 | -250 | -594 | |
| | 窃盗 | 3,028 | 3,136 | 3,329 | 3,538 | 2,794 | 2,470 | -324 | -695 | |
| | 詐欺 | 1,846 | 2,072 | 1,960 | 2,077 | 2,190 | 2,321 | 131 | 292 | |
| | 横領 | 99 | 64 | 82 | 94 | 79 | 71 | -8 | -13 | |
| | 文書偽造 | 353 | 350 | 317 | 330 | 256 | 306 | 50 | -15 | |
| | 賭博 | 639 | 789 | 652 | 405 | 511 | 294 | -217 | -305 | |
| | わいせつ物頒布等 | 197 | 191 | 154 | 161 | 96 | 87 | -9 | -73 | |
| | 公務執行妨害 | 457 | 433 | 450 | 464 | 387 | 369 | -18 | -69 | |
| | うち公契約関係販売等妨害 | 51 | 21 | 11 | 14 | 4 | 3 | -1 | -17 | |
| | 犯人蔵匿 | 47 | 78 | 58 | 55 | 31 | 52 | 21 | -2 | |
| | 証人威迫 | 5 | 2 | 5 | 7 | 5 | 7 | 2 | 2 | |
| | 犯 | 逮捕監禁 | 239 | 278 | 202 | 198 | 201 | 167 | -34 | -57 |
| 信用毀損・威力業務妨害 | | 62 | 41 | 49 | 58 | 44 | 52 | 8 | 1 | |
| 器物損壊 | | 547 | 509 | 479 | 538 | 510 | 435 | -75 | -82 | |
| 暴力行為 | | 22 | 71 | 77 | 43 | 37 | 27 | -10 | -23 | |
| その他刑法犯 | | 704 | 754 | 757 | 750 | 676 | 678 | 2 | -50 | |
| 刑法犯合計 | | 16,242 | 16,312 | 15,782 | 15,805 | 14,506 | 13,447 | -1,059 | -2,282 | |
| 特 | | 出入国管理・難民認定法 | 111 | 68 | 109 | 107 | 78 | 101 | 23 | 6 |
| | | 軽犯罪法 | 234 | 201 | 183 | 165 | 139 | 101 | -38 | -83 |
| | | 酩酊者規制法 | 5 | 5 | 5 | 10 | 4 | 5 | 1 | -1 |
| | | 迷惑防止条例 | 190 | 234 | 290 | 296 | 343 | 364 | 21 | 93 |
| | 暴力団対策法 | 10 | 10 | 4 | 14 | 3 | 5 | 2 | -3 | |
| | 自転車競技法 | 48 | 91 | 36 | 47 | 34 | 14 | -20 | -37 | |
| | 競馬法 | 41 | 35 | 14 | 21 | 14 | 2 | -12 | -23 | |
| | モーターボート競走法 | 36 | 53 | 73 | 134 | 31 | 39 | 8 | -26 | |
| | 小型自動車競走法 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | -1 | |
| | 風営適正化法 | 516 | 454 | 469 | 601 | 544 | 570 | 26 | 53 | |
| | 青少年保護育成条例 | 97 | 103 | 81 | 98 | 68 | 49 | -19 | -40 | |
| | 売春防止法 | 110 | 135 | 122 | 133 | 103 | 203 | 100 | 82 | |
| | 児童福祉法 | 123 | 92 | 86 | 119 | 71 | 103 | 32 | 5 | |
| | 出資法 | 126 | 89 | 74 | 104 | 43 | 46 | 3 | -41 | |
| | 貸金業法 | 130 | 104 | 116 | 80 | 53 | 73 | 20 | -24 | |
| | 宅地建物取引業法 | 1 | 10 | 9 | 9 | 7 | 7 | 0 | 0 | |
| | 建設業法 | 28 | 14 | 23 | 31 | 24 | 23 | -1 | -1 | |
| | 銃刀法 | 416 | 424 | 328 | 355 | 282 | 219 | -63 | -142 | |
| | 火薬類取締法 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 4 | 1 | 1 | |
| | 麻薬等取締法 | 119 | 99 | 46 | 75 | 76 | 149 | 73 | 66 | |
| 法 | あへん法 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 大麻取締法 | 843 | 863 | 688 | 606 | 543 | 462 | -81 | -247 | |
| | 覚せい剤取締法 | 5,735 | 6,153 | 6,283 | 6,513 | 6,285 | 6,045 | -240 | -149 | |
| | 毒劇物法 | 155 | 196 | 161 | 124 | 89 | 65 | -24 | -80 | |
| | 廃棄物処理法 | 145 | 149 | 153 | 166 | 111 | 121 | 10 | -24 | |
| | 労働基準法 | 9 | 2 | 1 | 9 | 11 | 13 | 2 | 7 | |
| | 職業安定法 | 20 | 17 | 22 | 26 | 16 | 39 | 23 | 19 | |
| | 健康保険法 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | |
| | 労働者派遣法 | 16 | 13 | 10 | 17 | 31 | 32 | 1 | 15 | |
| | 旅券法 | 8 | 10 | 18 | 15 | 23 | 26 | 3 | 11 | |
| 犯 | 麻薬等特例法 | 79 | 55 | 42 | 48 | 108 | 57 | -51 | -9 | |
| | その他の特別法犯 | 460 | 509 | 455 | 535 | 496 | 476 | -20 | -15 | |
| | 特別法犯合計 | 9,822 | 10,191 | 9,904 | 10,464 | 9,633 | 9,414 | -219 | -589 | |
| 総 | 26,064 | 26,503 | 25,686 | 26,269 | 24,139 | 22,861 | -1,278 | -2,871 | | |

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

| 年次 | | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 前年比 | 過去5年平均比 | |
|--------------|------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|-----|
| 刑 | 殺人 | 106 | 100 | 62 | 35 | 26 | 44 | 18 | -22 | |
| | 強盗 | 138 | 153 | 127 | 120 | 81 | 78 | -3 | -46 | |
| | 放火 | 11 | 1 | 7 | 6 | 4 | 0 | -4 | -6 | |
| | 強姦 | 13 | 15 | 18 | 13 | 11 | 12 | 1 | -2 | |
| | 凶器準備集 | 9 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 | -1 | -2 | |
| | 暴行 | 411 | 356 | 362 | 302 | 318 | 297 | -21 | -53 | |
| | 傷害 | 1,071 | 1,029 | 919 | 888 | 803 | 762 | -41 | -180 | |
| | 脅迫 | 309 | 268 | 241 | 274 | 253 | 229 | -24 | -40 | |
| | 恐喝 | 1,006 | 799 | 802 | 741 | 572 | 462 | -110 | -322 | |
| | 窃盗 | 617 | 509 | 527 | 492 | 377 | 363 | -14 | -141 | |
| | 詐欺 | 518 | 530 | 446 | 654 | 734 | 837 | 103 | 261 | |
| | 横領 | 30 | 11 | 17 | 17 | 12 | 14 | 2 | -3 | |
| | 文書偽造 | 113 | 114 | 104 | 94 | 84 | 107 | 23 | 5 | |
| | 賭博 | 107 | 133 | 81 | 26 | 49 | 56 | 7 | -23 | |
| | 法 | わいせつ物頒布等 | 22 | 20 | 6 | 14 | 7 | 3 | -4 | -11 |
| 公務執行妨害 | | 114 | 102 | 101 | 74 | 80 | 83 | 3 | -11 | |
| うち公契約関係脱走等妨害 | | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 0 | -2 | -3 | |
| 犯人蔵匿 | | 19 | 18 | 15 | 21 | 16 | 20 | 4 | 2 | |
| 証人威迫 | | 3 | 1 | 3 | 6 | 1 | 5 | 4 | 2 | |
| 遠捕監禁 | | 103 | 147 | 71 | 51 | 74 | 55 | -19 | -34 | |
| 信用毀損・威力業務妨害 | | 27 | 18 | 10 | 19 | 15 | 8 | -7 | -10 | |
| 器物損壊 | | 157 | 152 | 110 | 105 | 107 | 104 | -3 | -22 | |
| 暴力行為 | | 13 | 38 | 34 | 21 | 14 | 15 | 1 | -9 | |
| その他刑法犯 | | 204 | 186 | 169 | 153 | 145 | 170 | 25 | -1 | |
| 刑法犯合計 | | 5,121 | 4,703 | 4,234 | 4,126 | 3,785 | 3,725 | -60 | -669 | |
| 特 | | 出入国管理・難民認定法 | 1 | 2 | 4 | 6 | 15 | 13 | -2 | 7 |
| | | 軽犯罪法 | 104 | 83 | 83 | 57 | 43 | 36 | -7 | -38 |
| | | 酩酊者規制法 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | | 迷惑防止条例 | 44 | 37 | 39 | 29 | 35 | 27 | -8 | -10 |
| | 暴力団対策法 | 9 | 10 | 4 | 13 | 2 | 4 | 2 | -4 | |
| | 自転車競技法 | 25 | 28 | 11 | 17 | 15 | 6 | -9 | -13 | |
| | 競馬法 | 16 | 13 | 4 | 3 | 0 | 2 | 2 | -5 | |
| | モーターボート競走法 | 9 | 11 | 11 | 16 | 10 | 16 | 6 | 5 | |
| | 小型自動車競走法 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 風営適正化法 | 42 | 27 | 34 | 42 | 28 | 29 | 1 | -6 | |
| | 青少年保護育成条例 | 20 | 20 | 21 | 14 | 14 | 12 | -2 | -6 | |
| | 売春防止法 | 7 | 19 | 5 | 8 | 11 | 14 | 3 | 4 | |
| | 児童福祉法 | 34 | 30 | 18 | 22 | 21 | 18 | -3 | -7 | |
| | 出資法 | 36 | 29 | 18 | 18 | 15 | 12 | -3 | -11 | |
| | 法 | 貸金業法 | 50 | 42 | 46 | 22 | 12 | 19 | 7 | -15 |
| 宅地建物取引業法 | | 0 | 4 | 8 | 0 | 1 | 0 | -1 | -3 | |
| 建設業法 | | 7 | 3 | 1 | 5 | 5 | 0 | -5 | -4 | |
| 銃刀法 | | 151 | 150 | 81 | 92 | 87 | 62 | -25 | -50 | |
| 火薬類取締法 | | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | -1 | -1 | |
| 麻薬等取締法 | | 31 | 10 | 6 | 25 | 8 | 29 | 21 | 13 | |
| あへん法 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 大麻取締法 | | 103 | 72 | 89 | 71 | 64 | 62 | -2 | -18 | |
| 覚せい剤取締法 | | 1,181 | 1,286 | 1,313 | 1,207 | 1,150 | 1,109 | -41 | -118 | |
| 毒劇物法 | | 13 | 27 | 15 | 14 | 6 | 3 | -3 | -12 | |
| 廃棄物処理法 | | 28 | 29 | 35 | 33 | 16 | 10 | -6 | -18 | |
| 労働基準法 | | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | -1 | -1 | |
| 職業安定法 | | 2 | 4 | 11 | 2 | 3 | 5 | 2 | 1 | |
| 健康保険法 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 犯 | | 労働者派遣法 | 6 | 8 | 5 | 12 | 13 | 15 | 2 | 6 |
| | 旅券法 | 5 | 8 | 13 | 10 | 15 | 17 | 2 | 7 | |
| | 麻薬等特別法 | 22 | 5 | 12 | 12 | 16 | 8 | -8 | -5 | |
| | その他の特別法犯 | 126 | 114 | 95 | 103 | 118 | 78 | -40 | -33 | |
| | 特別法犯合計 | 2,076 | 2,073 | 1,982 | 1,856 | 1,725 | 1,608 | -117 | -334 | |
| 総計 | 7,197 | 6,776 | 6,216 | 5,982 | 5,510 | 5,333 | -177 | -1,003 | | |

図表2-3 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

| 年次 | | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 前年比 | 過去5年平均比 | |
|-------------|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|
| 刑 | 殺人 | 125 | 132 | 121 | 108 | 87 | 78 | -9 | -37 | |
| | 強盗 | 388 | 473 | 366 | 387 | 378 | 299 | -79 | -99 | |
| | 放火 | 45 | 29 | 45 | 37 | 27 | 37 | 10 | 0 | |
| | 強姦 | 95 | 102 | 68 | 94 | 63 | 62 | -1 | -22 | |
| | 凶器準備集 | 4 | 3 | 2 | 0 | 1 | 3 | 2 | 1 | |
| | 暴行 | 1,257 | 1,172 | 1,181 | 1,237 | 1,183 | 1,123 | -60 | -83 | |
| | 傷害 | 2,782 | 2,605 | 2,620 | 2,609 | 2,641 | 2,367 | -274 | -284 | |
| | 脅迫 | 554 | 511 | 513 | 561 | 599 | 574 | -25 | 26 | |
| | 恐喝 | 1,578 | 1,403 | 1,357 | 1,181 | 1,028 | 891 | -137 | -418 | |
| | 窃盗 | 27,675 | 24,749 | 23,667 | 24,916 | 22,605 | 18,354 | -4,251 | -6,368 | |
| | 詐欺 | 3,938 | 4,590 | 3,356 | 4,592 | 3,032 | 3,077 | 45 | -825 | |
| | 横領 | 125 | 86 | 92 | 104 | 86 | 74 | -12 | -25 | |
| | 文書偽造 | 838 | 760 | 510 | 444 | 356 | 366 | 10 | -216 | |
| | 賭博 | 154 | 277 | 143 | 132 | 297 | 70 | -227 | -131 | |
| | わいせつ物頒布等 | 146 | 140 | 130 | 129 | 84 | 63 | -21 | -63 | |
| | 公務執行妨害 | 488 | 491 | 545 | 586 | 509 | 465 | -44 | -59 | |
| | うち公契約関係競売等妨害 | 12 | 8 | 6 | 6 | 5 | 1 | -4 | -6 | |
| | 犯 | 犯人蔵匿 | 43 | 58 | 50 | 38 | 28 | 43 | 15 | 0 |
| | | 証人威迫 | 4 | 2 | 5 | 6 | 6 | 6 | 0 | 1 |
| 逮捕監禁 | | 126 | 148 | 132 | 110 | 100 | 98 | -2 | -25 | |
| 信用毀損・威力業務妨害 | | 44 | 36 | 27 | 37 | 37 | 27 | -10 | -9 | |
| 器物損壊 | | 960 | 859 | 845 | 975 | 902 | 758 | -144 | -150 | |
| 暴力行為 | | 13 | 44 | 46 | 40 | 25 | 15 | -10 | -19 | |
| その他刑法犯 | | 1,218 | 1,387 | 1,548 | 1,292 | 1,279 | 1,098 | -181 | -247 | |
| 刑法犯合計 | | 42,600 | 40,057 | 37,369 | 39,615 | 35,353 | 29,948 | -5,405 | -9,051 | |
| 特 | | 出入国管理・難民認定法 | 134 | 93 | 119 | 112 | 86 | 115 | 29 | 6 |
| | | 軽犯罪法 | 257 | 230 | 200 | 185 | 150 | 113 | -37 | -91 |
| | 酩酊者規制法 | 7 | 6 | 5 | 10 | 4 | 5 | 1 | -1 | |
| | 迷惑防止条例 | 177 | 225 | 269 | 293 | 327 | 358 | 31 | 100 | |
| | 暴力団対策法 | 7 | 12 | 6 | 12 | 3 | 7 | 4 | -1 | |
| | 自転車競技法 | 29 | 32 | 16 | 38 | 15 | 5 | -10 | -21 | |
| | 競馬法 | 21 | 12 | 6 | 33 | 1 | 2 | 1 | -13 | |
| | モーターボート競走法 | 23 | 12 | 18 | 75 | 20 | 12 | -8 | -18 | |
| | 小型自動車競走法 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 風営適正化法 | 416 | 389 | 405 | 543 | 446 | 481 | 35 | 41 | |
| | 青少年保護育成条例 | 120 | 131 | 102 | 127 | 82 | 75 | -7 | -37 | |
| | 売春防止法 | 514 | 236 | 269 | 339 | 119 | 310 | 191 | 15 | |
| | 児童福祉法 | 128 | 88 | 76 | 115 | 65 | 73 | 8 | -21 | |
| | 出資法 | 145 | 122 | 108 | 113 | 54 | 45 | -9 | -63 | |
| | 貸金業法 | 150 | 130 | 120 | 99 | 60 | 55 | -5 | -57 | |
| | 宅地建物取引業法 | 1 | 5 | 5 | 7 | 4 | 13 | 9 | 9 | |
| | 建設業法 | 18 | 11 | 13 | 20 | 14 | 10 | -4 | -5 | |
| | 銃刀法 | 578 | 557 | 460 | 518 | 419 | 335 | -84 | -171 | |
| | 火薬類取締法 | 15 | 14 | 8 | 8 | 5 | 8 | 3 | -2 | |
| | 麻薬等取締法 | 344 | 278 | 219 | 221 | 182 | 330 | 148 | 81 | |
| | あへん法 | 2 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | |
| | 大麻取締法 | 1,354 | 1,280 | 1,068 | 926 | 870 | 687 | -183 | -413 | |
| | 覚せい剤取締法 | 8,406 | 8,902 | 9,202 | 9,572 | 9,187 | 8,806 | -381 | -248 | |
| | 毒劇物法 | 181 | 232 | 183 | 146 | 97 | 79 | -18 | -89 | |
| | 廃棄物処理法 | 134 | 133 | 132 | 145 | 91 | 95 | 4 | -32 | |
| | 労働基準法 | 7 | 5 | 1 | 4 | 8 | 14 | 6 | 9 | |
| | 職業安定法 | 25 | 17 | 18 | 26 | 13 | 23 | 10 | 3 | |
| 健康保険法 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | | |
| 労働者派遣法 | 11 | 12 | 9 | 22 | 20 | 23 | 3 | 8 | | |
| 旅券法 | 9 | 11 | 22 | 15 | 20 | 25 | 5 | 10 | | |
| 麻薬等特例法 | 202 | 75 | 58 | 77 | 133 | 80 | -53 | -29 | | |
| その他の特別法犯 | 594 | 2,544 | 543 | 679 | 636 | 1,211 | 575 | 212 | | |
| 特別法犯合計 | 14,012 | 15,798 | 13,662 | 14,483 | 13,131 | 13,397 | 266 | -820 | | |
| 総計 | 56,612 | 55,855 | 51,031 | 54,098 | 48,484 | 43,345 | -5,139 | -9,871 | | |

図表 2-4 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 年次 罪種名 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 29,325 | 29,626 | 28,417 | 27,169 | 26,064 | 26,503 | 25,686 | 26,269 | 24,139 | 22,861 |
| うち覚醒剤 | 5,412 | 6,810 | 6,043 | 6,319 | 5,735 | 6,153 | 6,283 | 6,513 | 6,285 | 6,045 |
| うち傷害 | 4,319 | 3,972 | 3,881 | 3,580 | 3,219 | 3,123 | 3,016 | 3,040 | 2,970 | 2,807 |
| うち窃盗 | 3,265 | 3,198 | 3,139 | 3,050 | 3,028 | 3,136 | 3,329 | 3,538 | 2,794 | 2,470 |
| うち詐欺 | 1,821 | 1,712 | 1,785 | 1,743 | 1,846 | 2,072 | 1,960 | 2,077 | 2,190 | 2,321 |
| うち恐喝 | 2,808 | 2,619 | 2,523 | 2,175 | 2,013 | 1,800 | 1,684 | 1,559 | 1,334 | 1,084 |

(2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

16年以降、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要3団体（山口組、住吉会及び稲川会）の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しているところ、25年においても、18,268人と79.9%を占めている。このうち、山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、11,308人と約5割を占めている（図表2-5）。

図表 2-5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 暴力団構成員等の 検挙人員（人） | 29,325 (9,180) | 29,626 (8,725) | 28,417 (8,471) | 27,169 (7,766) | 26,064 (7,197) | 26,503 (6,776) | 25,686 (6,216) | 26,269 (5,982) | 24,139 (5,510) | 22,861 (5,333) |
| うち山口組 | 15,421 (4,720) | 15,675 (4,459) | 15,139 (4,429) | 14,869 (4,000) | 14,261 (3,572) | 14,208 (3,217) | 13,728 (2,859) | 13,808 (2,755) | 12,566 (2,366) | 11,308 (2,325) |
| うち住吉会 | 4,557 (1,310) | 4,464 (1,228) | 4,233 (1,214) | 3,721 (1,106) | 3,556 (1,068) | 3,632 (1,059) | 3,369 (997) | 3,770 (969) | 3,411 (964) | 3,708 (944) |
| うち稲川会 | 3,823 (1,272) | 3,978 (1,297) | 4,022 (1,268) | 3,825 (1,235) | 3,819 (1,145) | 3,687 (1,079) | 3,725 (1,067) | 3,887 (1,059) | 3,645 (1,059) | 3,252 (1,014) |
| 3団体合計 | 23,801 (7,302) | 24,117 (6,984) | 23,394 (6,911) | 22,415 (6,341) | 21,636 (5,785) | 21,527 (5,355) | 20,822 (4,923) | 21,465 (4,783) | 19,622 (4,389) | 18,268 (4,283) |
| 全体に占める割合(%) | 81.2 (79.5) | 81.4 (80.0) | 82.3 (81.6) | 82.5 (81.7) | 83.0 (80.4) | 81.2 (79.0) | 81.1 (79.2) | 81.7 (80.0) | 81.3 (79.7) | 79.9 (80.3) |

注：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

(3) 山口組・弘道会に対する集中取締り

近年の暴力団情勢は、山口組による一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっていることから、山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

25年においては、山口組直系組長（2次組織の首領）8人（前年比15人減、過去4年間の平均比10人減）、弘道会直系組長（山口組3次組織の首領）10人（前年比5人増、過去4年間の平均比1人増）、弘道会直系組織幹部31人（前年比4人増、過去4年間の平均比2人増）を検挙している（図表2-6）。

図表2-6 山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

| 区分 | 年次 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 過去4年平均比 |
|-----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 山口組直系組長 | | 2 | 4 | 6 | 25 | 17 | 23 | 8 | -10 |
| 弘道会直系組長 | | — | — | 3 | 11 | 19 | 5 | 10 | 1 |
| 弘道会直系組織幹部 | | — | — | 14 | 32 | 42 | 27 | 31 | 2 |

※ 19年、20年については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

【山口組直系組長の主要検挙事例】

- 山口組直系組長(71)が、暴力団員等の利用を拒否しているゴルフ場において、暴力団員であることを隠してその利用を申し込み、同ゴルフ場でプレーした事例（兵庫、10月検挙）

【弘道会直系組長、幹部の主要検挙事例】

- 弘道会直系組織幹部(54)らが、停車したタクシーの運転手に対し、数人共同して暴行を加えた事例（北海道、1月検挙）
- 弘道会直系組長(42)らが、組事務所を会社事務所であるかのように仮装しようと企て、情を知らない法務局の登記官に対し、内容虚偽の登記申請を行い、商業登記簿の磁気ディスクに不実の記録をさせるなどした事例（熊本、2月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(40)らが、中国人女性に長期間の在留資格を取得させるため、情を知らない区役所職員に対し、虚偽の事実を記載した婚姻届等を提出し、戸籍原本に不実の記載をさせるなどした事例（愛知、2月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(53)らが、同幹部には正業による所得がないため融資を受けられないことから、知人の男(44)の名義を用いて住宅ローン融資の名目で金融機関から現金をだまし取ろうと考え、信販会社従業員に対し、同男名義の住宅ローン申込書等を提出するなどして融資金をだまし取った事例（愛知、4月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(48)が、飲食店経営者に因縁を付け、顔面をグラスや手拳で殴打し、眼球が破裂する傷害を負わせた事例（神奈川、7月検挙）
- 弘道会直系組織幹部(43)が、無断で組織を離脱した組員に因縁を付け、顔面等を多数回殴打するなどの暴行を加えた事例（栃木、8月検挙）
- 弘道会直系組織組長(48)らが、組事務所において、有料衛星放送を不正に視聴するための偽造カードを使用した事例（静岡、10月検挙）

(4) 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

ア 事業者襲撃等事件の発生状況

近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件（注）が相次いで発生しているところ、25年においては、23件発生（前年比2件増、過去5年間の平均比2件増）している（図表2-7）。これらの事件の中には、拳銃が使用されているものもあり、事業者はもとより地域社会に対する大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 飲食店従業員に対する凶器使用殺人未遂事件（広島、5月発生）
- 不動産会社事務所に対する拳銃発砲事件（群馬、6月発生）
- 化粧品会社等が入居するビルに対する拳銃発砲事件（警視庁、10月発生）
- 建設会社社長に対する凶器使用殺人未遂事件（福岡、11月発生）
- 団体役員に対する拳銃使用殺人事件（福岡、12月発生）

【検挙事例】

- 福岡県北九州市内で、飲食店経営者が自動車の後部座席に監禁され、さらに木製バット様のものので殴打されるなどの暴行を加えられて傷害を負った事件について、工藤會傘下組織組員（25）らを監禁及び傷害で検挙した事例（福岡、2月発生、5月検挙）
- 広島県広島市内の風俗案内業の店舗内に消火器の消火剤が噴射された事件について、共政会傘下組織組員（31）を威力業務妨害で検挙した事例（広島、5月発生、6月検挙）
- 広島県広島市内で、風俗店経営者の運転する自動車が襲撃され、金属バット様のもののでフロントガラス等を叩き割られるなどした事件について、共政会傘下組織組長（45）らを恐喝で検挙した事例（広島、1月発生、11月検挙）

図表2-7 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

| 件数 | 年次 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | 合計 |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発生件数 | | 16 | 24 | 18 | 15 | 29 | 21 | 23 | 146 |

（注）：事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、總會屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するもの。

- 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）
 - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

イ 対立抗争事件の発生状況

16年以降、対立抗争事件の発生は減少傾向にあるものの、18年に発生した道仁会と九州誠道会（現・浪川睦会）との対立抗争及び24年に発生した稲川会傘下組織と山梨侠友会との対立抗争が未だ継続している。25年においては、拳銃発砲等の対立抗争に起因するとみられる不法行為が27回発生（前年比13回増、過去5年間の平均比20回増）している（図表2-8）が、これらはいずれも稲川会傘下組織と山梨侠友会との対立抗争に関するものである。これらの事件においては、住宅街において拳銃が発砲されるなどしており、地域社会に対する大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 山梨侠友会幹部らが乗車する自動車が走行中に銃撃されて、同自動車や現場付近の建物の外壁等が損壊した事例（山梨、4月発生）
- 山梨侠友会幹部が自宅マンション駐車場に駐車中の自動車に乗車しようとしたところを銃撃され、同自動車が損壊した事例（山梨、5月発生）
- 稲川会傘下組織事務所が銃撃されて、同事務所1階玄関シャッターが損壊した事例（山梨、9月発生）
- 山梨侠友会本部事務所敷地内の車庫が銃撃された上、火炎瓶を投てきされて、同車庫の壁が損壊した事例（山梨、12月発生）

【検挙事例】

- 福岡県柳川市内で鉄工会社社長が襲撃された事件について、道仁会傘下組織組員(29)らを暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙した事例（福岡、24年10月発生、25年3月検挙）
- 山梨県甲斐市内で山梨侠友会幹部らが乗車する自動車が襲撃され、同幹部らがゴルフクラブのシャフト等で突かれるなどの暴行を加えられて傷害を負った事件について、稲川会傘下組織幹部(31)らを傷害及び暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙した事例（山梨、3月発生、6月検挙）
- 山梨県甲府市内で稲川会傘下組織組長の自宅が銃撃された事件について、山梨侠友会幹部(61)らを銃砲刀剣類所持等取締法違反等で検挙した事例（山梨、3月発生、同月検挙）

図表2-8 対立抗争事件の発生状況の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------------|----|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|
| 発生事件数(件) | | 6 | 6 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| うち山口組関与事件数 | | 5 | 6 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 発生回数(回) | | 31 | 18 | 15 | 18 | 6 | 4 | 0 | 13 | 14 | 27 |
| うち銃器使用回数 | | 19 | 11 | 8 | 12 | 3 | 1 | 0 | 9 | 7 | 20 |
| 銃器使用率(%) | | 61.3 | 61.1 | 53.3 | 66.7 | 50.0 | 25.0 | 0.0 | 69.2 | 50.0 | 74.1 |
| 死者数(人) | | 4 | 2 | 0 | 8 | 3 | 2 | 0 | 5 | 1 | 0 |
| うち暴力団構成員等以外 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負傷者数(人) | | 12 | 4 | 6 | 8 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 3 |
| うち暴力団構成員等以外 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

ウ 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件への対策

(7) 事業者襲撃等事件への対策

事業者襲撃等事件が相次いで発生していた福岡県においては、24年以降、各都府県警察から機動隊や捜査員を派遣し、警戒活動及び取締りを強化していたところであるが、2月以降、各都府県警察から派遣される機動隊の人員を大幅に増強するとともに、5月には、既に都県警察から応援派遣されていた22名の捜査員に加えて、新たに警視庁等4都府県警察から50名の捜査員を応援派遣し、捜査・警戒体制の強化を図っている。このほか、福岡県警察においては、3月、警察本部組織犯罪対策課に約110名体制の保護対策室を設置し、暴力団犯罪被害者等に対する保護対策の強化を図っている。

また、24年12月には、福岡県及び山口県の公安委員会が工藤會を改正暴力団対策法の特定危険指定暴力団等として指定し、25年12月に同指定の期限を延長している。

なお、25年6月には、福岡県警察が、特定危険指定暴力団等の構成員による暴力的要求行為を処罰する改正暴力団対策法の規定を全国で初めて適用し、工藤會傘下組織組員を検挙したほか、10月にも、同法違反で工藤會傘下組織組員らを検挙している。

【改正暴力団対策法に基づく検挙事例】

- 福岡県公安委員会から警戒区域を北九州市等と定めて特定危険指定暴力団等に指定された工藤會の傘下組織組員(25)が、同警戒区域内の飲食店経営者に対し、「お前、ケツ持ち変えたらしいな。何で〇〇組にケツ持ちさせないのか。20万でも30万でも払えよ。」などと告げ、同経営者が工藤會の縄張内で営業を営むことを容認する対価として現金の供与を要求するとともに、現金を喝取しようとしたことから、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反及び恐喝未遂で検挙した事例(福岡、6月)
- 福岡県公安委員会から警戒区域を北九州市等と定めて特定危険指定暴力団等に指定された工藤會の傘下組織組員(50)らが、同警戒区域内で診療所を経営する医師に対し、「俺は今、ヤクザしてます。お金を貸して下さい。」などと記載した手紙を手渡して金銭の貸付を要求したことから、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反で検挙した事例(福岡、10月)

(4) 道仁会と九州誠道会の対立抗争事件への対策

18年、福岡県久留米市に本拠を置く道仁会において、三代目組長の継承を巡る争いが発生し、同会から離脱した副会長らが九州誠道会を旗揚げして福岡県大牟田市に本拠を置いた。その後、両組織において拳銃発砲、爆発物投てき等の不法行為が相次いで発生し、19年8月には、福岡県内において道仁会会長が射殺されるなど、両組織の対立抗争が激化したほか、同年11月には、佐賀県内の病院において、入院中の男性が九州誠道会の関係者と誤認されて射殺される事案も発生した。その後、一時的に抗争が顕在化しなくなったものの、23年に入って抗争が再燃した。

18年から25年までに47件の抗争事件が発生し、このうち16件を検挙しており、死者は一般市民

1人を含む14人、負傷者は13人に上っている。

警察においては、捜査の徹底を図ることはもとより、市民への危害を防止するため、福岡・佐賀・長崎・熊本の4県警察の協定に基づき、各県の県境付近の警戒活動等を共同で実施するなど、警戒活動をより一層強化している。また、24年12月には、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会が道仁会及び九州誠道会を特定抗争指定暴力団等として指定し、25年3月、6月、9月及び12月にそれぞれ指定の期限を延長している。

なお、道仁会及び九州誠道会は、6月、福岡県警察に対し、それぞれ「抗争の終結」と「九州誠道会の解散」を宣言する文書を提出するとともに、10月には、九州誠道会会長が新たに「浪川睦会」の結成を表明した。しかし、福岡県公安委員会は、これまでの調査等により、九州誠道会と浪川睦会が同一団体であると認め、11月に、指定暴力団としての指定に係る団体の名称を「九州誠道会」から「浪川睦会」に変更した。警察としては、引き続き、道仁会及び浪川睦会の動向を注視するとともに、特定抗争指定制度も効果的に活用しながら、取締りと抗争の抑止を徹底していく。

(5) 銃器発砲事件の発生状況

16年以降減少傾向にあった暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、23年に増加に転じ、24年には再び減少したものの、25年においては35件と前年に比べ10件増加（過去5年間の平均比9件増）した。これらの事件による死者は2人（前年比1人減、過去5年間の平均比4人減）、負傷者は2人（前年比9人減、過去5年間の平均比5人減）となっている（**図表2-9**）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所である住宅街で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 元山口組傘下組織組長の自宅が銃撃されて、玄関扉等が損壊した事例（大阪、3月発生）
- 元住吉会傘下組織組員が、自宅マンションにおいて銃撃されて負傷した事例（埼玉、5月発生）
- 山口組傘下組織組長の自宅が銃撃されて、ガレージのシャッターやガレージ内に駐車されていた自動車等が損壊した事例（三重、11月発生）

【検挙事例】

- 山口組傘下組織組長(44)らが、住吉会傘下組織組員を銃撃し、傷害を負わせた事例（警視庁、24年3月発生、25年1月検挙）
- 元東組傘下組織幹部(63)が、不動産売買に絡むトラブルの相手方を銃撃し、傷害を負わせた（後に死亡）事例（奈良、24年12月発生、25年1月検挙）
- 山口組傘下組織組員(38)が、対立関係にある元山口組傘下組織組長らを畏怖させようと考え、同元組長が経営するペットショップの事務所出入口付近において拳銃を発射した事例（大阪、3月発生、4月検挙）

図表 2-9 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発砲事件数(件) | | 85 | 51 | 36 | 41 | 32 | 22 | 17 | 33 | 25 | 35 |
| うち対立抗争によるもの | | 19 | 11 | 8 | 12 | 3 | 1 | 0 | 9 | 7 | 20 |
| 死者数(人) | | 15 | 7 | 2 | 12 | 8 | 6 | 6 | 5 | 3 | 2 |
| 負傷者数(人) | | 12 | 6 | 8 | 7 | 5 | 8 | 3 | 7 | 11 | 2 |

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

(6) 拳銃押収丁数

16年以降、暴力団からの拳銃押収丁数は減少傾向にあるところ、25年においても、74丁と前年に比べ21丁減少（過去5年間の平均比52丁減少）している（図表2-10）。依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

- 山口組傘下組織組長(37)が、知人に預けたジュラルミンケース内に拳銃1丁及び実包9発を隠匿していた事例（長野・警視庁、1月押収）
- 山口組傘下組織幹部(44)が、乗車していた自動車内において拳銃1丁及び実包8発を携帯所持していた事例（岡山、5月押収）
- 稲川会傘下組織組長(42)が、同組織事務所内に拳銃1丁及び実包12発を隠匿していた事例（群馬、4月押収）
- 山口組傘下組織組長(65)らが、トランクルームに拳銃7丁、実包数百発及びダイナマイト21本を隠匿していた事例（大阪、9月押収）

図表 2-10 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 押収拳銃総数(丁) | | 309 | 243 | 204 | 231 | 166 | 148 | 98 | 123 | 95 | 74 |
| 真正銃(丁) | | 276 | 216 | 187 | 223 | 158 | 129 | 96 | 112 | 89 | 69 |
| | | 89.3% | 88.9% | 91.7% | 96.5% | 95.2% | 87.2% | 98.0% | 91.1% | 93.7% | 93.2% |
| 改造銃(丁) | | 33 | 27 | 17 | 8 | 8 | 19 | 2 | 11 | 6 | 5 |
| | | 10.7% | 11.1% | 8.3% | 3.5% | 4.8% | 12.8% | 2.0% | 8.9% | 6.3% | 6.8% |

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

(7) 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

25年における暴力団構成員等に対する組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰関係の規定等の適用状況については、組織的犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙が6件であり、前年に比べ3件増加した。

なお、組織的犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙はなかった（前年比増減なし）（図表2-11）。

- 山口組傘下組織組長(44)が、配下組員らと共に謀し、組織として拳銃使用の殺人未遂を敢行した事例（警視庁、1月検挙）
- 住吉会傘下組織幹部(56)が、配下組員らと共に謀し、組織として架空会社の金融商品の取引名目で振り込め詐欺を敢行した事例（埼玉・岐阜・和歌山、5月検挙）

図表2-11 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（件数）

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 組織的犯罪の加重処罰規定(3条) | | 18 | 26 | 16 | 16 | 12 | 17 | 18 | 6 | 3 | 6 |
| 組織的犯罪に係る犯人蔵匿等(7条) | | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 |

(8) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 25年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

16年以降、詐欺の検挙人員が増加傾向にあるところ（図表2-1～4参照）、25年においても、詐欺の検挙人員が前年に比べ若干増加しており、暴力団が詐欺を資金獲得の手段としている傾向は続いているとみられる。

また、25年においても、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が敢行されており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

【詐欺事犯】

- 共政会傘下組織幹部(39)が、人材派遣会社の役員らと共に謀の上、若年者等正規雇用化特別奨励金制度に基づく奨励金名目で現金をだまし取ろうと企て、内容虚偽の申請を関係機関にするなどして、奨励金をだまし取った事例（広島、1月検挙）
- 稲川会傘下組織組長(54)が、配下組員(48)が交通事故に遭ったことを利用し、同組員及び接骨院院長(55)と共に謀の上、同組員が同接骨院に通院した日数を水増しした内容虚偽の施術証明書・施術費明細書等を保険会社に提出するなどして、保険金をだまし取った事例（神奈川、6月検挙）
- 松葉会傘下組織幹部(46)が、暴排条項が定められている生活福祉資金貸付制度による借入れ名目で現金をだまし取ろうと企て、暴力団員であることを隠して借入申請し、生活福祉資金をだまし取った事例（福島、11月検挙）

イ 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

25年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反が35件で、前年に比べ8件増加し、犯罪収益等收受について規定した第11条違反が40件で、前年に比べ12件増加している。また、第23条に規定する起訴前没収保全命令の適用は54件で、前年に比べ15件増加している（図表2-12）。

犯罪収益等隠匿事件（第10条違反）としては、暴力団構成員等が他人名義の口座を使用して、犯罪収益の取得について事実を偽装した事例がみられる。

犯罪収益等收受事件（第11条違反）としては、暴力団組長が、関係企業が詐欺により得た犯罪収益を相談役報酬の名目で受領していた事例等がみられる。

【犯罪収益等隠匿事件】

- 工藤會傘下組織組員(34)らが、貸金業法違反等に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、債務者からの元金及び利息の受領に際して、同組員らが管理する他人名義の預金口座に振込入金させ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した事例（福岡、2月検挙）
- 山口組傘下組織組長(35)らが、労働者派遣法違反に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、現場作業員を派遣して得た報酬を、同組長が管理する他人名義の預金口座に振込入金させ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した事例（静岡、10月検挙）

【犯罪収益等收受事件】

- 山口組傘下組織組長(57)が、会社役員(50)が詐欺により得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら相談役報酬の名目で收受した事例（大分、2月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(45)らが、同組織幹部(43)らが児童売春によって得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら收受した事例（福岡、5月検挙）
- 山口組傘下組織組長(50)らが、ゲーム喫茶の管理責任者(50)がゲーム機賭博によって得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら收受した事例（和歌山、10月検挙）
- 松葉会傘下組織組員(49)が、知人(52)が労働者派遣法違反により得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら收受した事例（茨城、10月検挙）

図表2-12 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（件数）

| 区分 | 年次 | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| 犯罪収益等隠匿(10条) | 29 | 21 | 18 | 35 | 41 | 49 | 46 | 43 | 27 | 35 |
| 犯罪収益等收受(11条) | 11 | 27 | 35 | 25 | 21 | 41 | 44 | 38 | 28 | 40 |
| 起訴前の没収保全命令(23条) | 5 | 0 | 3 | 7 | 21 | 23 | 36 | 30 | 39 | 54 |

図表 2-13 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）

の適用状況（25年・前提犯罪の内訳・件数）

| 前提犯罪の罪種名 | 10条 | 11条 | 23条 | 合計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| 恐喝 | 2 | | 1 | 3 |
| 詐欺 | 9 | 9 | 3 | 21 |
| 窃盗 | 5 | | 2 | 7 |
| 業務上横領 | | 1 | 1 | 2 |
| 常習賭博等 | 1 | 5 | 8 | 14 |
| 売春防止法 | 3 | 16 | 15 | 34 |
| 風営適正化法 | 1 | 1 | 9 | 11 |
| 児童福祉法 | 1 | 3 | | 4 |
| わいせつ物頒布等 | 2 | | 2 | 4 |
| 児童ポルノ法 | 1 | | | 1 |
| 貸金業法・出資法 | 6 | 1 | 7 | 14 |
| 職業安定法 | 1 | 1 | | 2 |
| 廃棄物処理法 | | 1 | 1 | 2 |
| 労働者派遣法 | 2 | 1 | 3 | 6 |
| 商標法 | 1 | | | 1 |
| 盗品等譲受け等 | | 1 | | 1 |
| モーターボート競走法 | | | 1 | 1 |
| 組織的犯罪処罰法 | | | 1 | 1 |
| 合計 | 35 | 40 | 54 | 129 |

ウ 伝統的資金獲得犯罪

16年以降、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等（注）（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、50%前後で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうちに暴力団構成員等の占める割合が6～7%台で推移していることからすると、高いといえる（図表2-14、15）。

25年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は、7,478人（前年比731人減）で、暴力団構成員等の総検挙人員の32.7%（同1.3ポイント減）を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる。

- 九州誠道会傘下組織組長(54)らが、特産品センターの駐車場で覚醒剤約100グラムを取引した事例（福岡、2月検挙）
- 工藤會傘下組織幹部(33)らが、走行中の車両内で覚醒剤約1キログラムを取引した事例（福岡・広島・島根・警視庁、7月検挙）
- 工藤會傘下組織幹部(41)らが、密輸入した覚醒剤約3キログラムを所持した事例（福岡・長崎・千葉、9月検挙）
- 共政会傘下組織組長(62)が、医療機関に入院した際に、処方された薬の分包紙の氏名が誤って記載されていたことなどに因縁をつけ、医師らに対し、「自分は番号で呼ばれるところで生活していたこともある。」などと告げ、示談金等名目で現金を脅し取ろうとした事例（広島、1月検挙）

- 山口組傘下組織組長(37)らが、風俗店経営者らに対し、「話決まるまでは店は閉めとけ。開けてるようだったら店潰すぞ。」などと告げ、現金を脅し取ろうとした事例（警視庁、1月検挙）
- 工藤會傘下組織幹部(30)らが、知人に対し、「ヤクザ相手に警察にチンコロしたら、どうなるか分かるやろ。」などと告げ、普通乗用自動車1台を脅し取った事例（福岡、9月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(58)らが、いわゆる高校野球賭博の賭博場を開張して利益を図った事例（愛媛、2月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(44)が、麻雀賭博の賭博場を開張して利益を図った事例（高知、6月検挙）
- 山口組傘下組織組員(44)らが、いわゆる高校野球賭博の賭博場を開張し利益を図った事例（滋賀、8月検挙）

注： 公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。

図表2-14 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|--------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 暴力団構成員等の総検挙人員（人） | | 29,325 (9,180) | 29,626 (8,725) | 28,417 (8,471) | 27,169 (7,766) | 26,064 (7,197) | 26,503 (6,776) | 25,686 (6,216) | 26,269 (5,982) | 24,139 (5,510) | 22,861 (5,333) |
| うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員（人） | | 9,379 (3,054) | 10,467 (3,083) | 9,412 (2,749) | 9,275 (2,565) | 8,517 (2,344) | 8,921 (2,270) | 8,742 (2,222) | 8,680 (2,010) | 8,209 (1,796) | 7,478 (1,651) |
| 割合（%） | | 32.0 (33.3) | 35.3 (35.3) | 33.1 (32.5) | 34.1 (33.0) | 32.7 (32.6) | 33.7 (33.5) | 34.0 (35.7) | 33.0 (33.6) | 34.0 (32.6) | 32.7 (31.0) |
| 覚醒剤 | | 5,412 (1,514) | 6,810 (1,688) | 6,043 (1,445) | 6,319 (1,403) | 5,735 (1,181) | 6,153 (1,286) | 6,283 (1,313) | 6,513 (1,207) | 6,285 (1,150) | 6,045 (1,109) |
| 恐喝 | | 2,808 (1,358) | 2,619 (1,232) | 2,523 (1,197) | 2,175 (1,005) | 2,013 (1,006) | 1,800 (799) | 1,684 (802) | 1,559 (741) | 1,334 (572) | 1,084 (462) |
| 賭博 | | 837 (90) | 845 (97) | 685 (66) | 648 (107) | 639 (107) | 789 (133) | 652 (81) | 405 (26) | 511 (49) | 294 (56) |
| ノミ行為等 | | 322 (92) | 193 (66) | 161 (41) | 133 (50) | 130 (50) | 179 (52) | 123 (26) | 203 (36) | 79 (25) | 55 (24) |

注：（ ）内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

図表2-15 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員とその占める割合の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------------|----|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 伝統的資金獲得犯罪の合計 | | 9,379 | 10,467 | 9,412 | 9,275 | 8,517 | 8,921 | 8,742 | 8,680 | 8,209 | 7,478 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 44.6% | 48.2% | 50.0% | 49.6% | 50.5% | 52.2% | 51.2% | 53.6% | 53.3% | 52.9% |
| 覚醒剤 | | 5,412 | 6,810 | 6,043 | 6,319 | 5,735 | 6,153 | 6,283 | 6,513 | 6,285 | 6,045 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 44.5% | 51.4% | 52.6% | 53.1% | 52.7% | 53.3% | 52.9% | 55.3% | 55.2% | 56.1% |
| 恐喝 | | 2,808 | 2,619 | 2,523 | 2,175 | 2,013 | 1,800 | 1,684 | 1,559 | 1,334 | 1,084 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 39.8% | 40.7% | 43.7% | 43.0% | 45.0% | 45.4% | 44.8% | 46.9% | 43.7% | 42.3% |
| 賭博 | | 837 | 845 | 685 | 648 | 639 | 789 | 652 | 405 | 511 | 294 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 58.9% | 47.7% | 49.7% | 42.4% | 47.0% | 57.3% | 49.7% | 44.9% | 58.3% | 40.6% |
| ノミ行為等 | | 322 | 193 | 161 | 133 | 130 | 179 | 123 | 203 | 79 | 55 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 83.0% | 83.5% | 87.0% | 65.2% | 77.4% | 87.7% | 96.9% | 97.6% | 94.0% | 82.1% |

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|----------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総検挙人員 | | 465,470 | 465,713 | 467,397 | 452,116 | 420,346 | 415,076 | 399,998 | 378,201 | 356,389 | 328,113 |
| うち暴力団構成員等の検挙人員 | | 29,325 | 29,626 | 28,417 | 27,169 | 26,064 | 26,503 | 25,686 | 26,269 | 24,139 | 22,861 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 6.3% | 6.4% | 6.1% | 6.0% | 6.2% | 6.4% | 6.4% | 6.9% | 6.8% | 7.0% |

エ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

(7) 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる(図表2-16、17)。

- 工藤會傘下組織組員(34)らが、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例(福岡、1月検挙)
- 工藤會傘下組織組長(40)らが、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超える利息を受領した事例(福岡、9月検挙)
- 山口組傘下組織組員(38)が、無登録で貸金業を営んだ事例(石川、9月検挙)

図表2-16 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 次 | 年 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 暴力団構成員等の検挙人員 | | 129 | 72 | 96 | 125 | 130 | 104 | 116 | 80 | 53 | 73 |
| うち暴力団構成員の検挙人員 | | 53 | 29 | 39 | 46 | 50 | 42 | 46 | 22 | 12 | 19 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 42.7% | 32.0% | 36.4% | 33.1% | 40.9% | 37.8% | 39.2% | 37.9% | 29.4% | 43.7% |

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表2-17 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 暴力団構成員等の検挙人員 | | 160 | 90 | 93 | 115 | 126 | 89 | 74 | 104 | 43 | 46 |
| うち暴力団構成員の検挙人員 | | 46 | 35 | 29 | 23 | 36 | 29 | 18 | 18 | 15 | 12 |
| 暴力団構成員等が占める割合 | | 24.4% | 20.7% | 22.6% | 21.5% | 25.5% | 22.5% | 25.1% | 34.2% | 22.9% | 27.7% |

注:「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

(4) 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

- 建設会社経営者(49)らが、一般建設業を営むときに必要な専任技術者を置いていないにもかかわらず、これを置いている旨の虚偽の証明書等を提出し、一般建設業許可の更新を受けるなどした事例(兵庫、5月検挙)
- 山口組傘下組織組長(54)らが、一般建設業を営むときに必要な経營業務の管理責任者を常勤

させていないにもかかわらず、常勤している旨の虚偽の証明書等を提出し、一般建設業の許可を受けた事例（千葉、10月検挙）

(ウ) 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる。

- 山口組傘下組織幹部(44)が、労働者を工事現場に派遣し、配線作業等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（兵庫、5月検挙）
- 稲川会傘下組織組員(43)が、労働者を工事現場に派遣し、土木工事等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（千葉、5月検挙）

(エ) 風俗営業

暴力団は、無許可で飲食店等を営んだり、売春組織を営業して売春を周旋したりするなど、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

- 住吉会傘下組織幹部(43)らが、派遣型売春組織を営業し、売春を周旋した事例（茨城、1月検挙）
- 山口組傘下組織組員(37)が、個室付公衆浴場の経営者に対し、女性を売春婦として紹介して雇い入れさせ、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行った事例（滋賀、1月検挙）
- 山口組傘下組織組員(33)が、無許可で不特定多数の客に対して酒類を提供するなどした事例（岩手、10月検挙）

オ 企業対象暴力及び行政対象暴力

25年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は571件（前年比108件減）となっている。このうち、企業対象暴力事犯は435件（同90件減）、行政対象暴力事犯は136件（同18件減）となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は302人（同60人増）、検挙件数は203件（同29件増）であった。

(7) 企業対象暴力

暴力団構成員等の反社会的勢力が、依然として、企業に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

なお、25年においては、会社法（利益受供与・利益供与要求）違反で検挙した事例はなかった（図表2-18）。

- 浅野組傘下組織幹部(62)が、解体業者からみかじめ料等の名目で現金を脅し取ろうと企て、工事現場で建物解体工事を行っていた解体業者役員に対し、「事務所がこの現場の100メートル

ルから200メートルくらいのところにある。皆、3パーセントから5パーセントいただいとるんじゃ。社長だったら5万円でええわ。」などと告げ、現金を脅し取った事例（広島、2月検挙）

- 住吉会傘下組織組員(41)らが、公共工事を受注した建設工事の共同企業体の事務所所長に対して、同企業体が不法投棄をした旨を暴露する旨を告げるなどして、口止め料名目で現金を脅し取ろうとした事例（北海道、10月検挙）

図表 2-18 会社法（旧商法）違反事件の検挙件数の推移

| 区分 \ 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利益受供与 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利益供与要求 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 |

注1：ここでいう会社法（旧商法）違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2：検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における数回にわたる数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

(イ) 行政対象暴力

暴力団構成員等の反社会的勢力が、依然として、行政に対して不当な要求を行っている実態がうかがえる。

- 山口組傘下組織幹部(66)が、身体障害者手帳交付の申請に関する市役所職員の応対に立腹し、「あんた何様だ。あんたに辞めてもらうために、市民運動を起こしていかないかんわ。とことん闘わせてもらうで。後悔することになるからな。」などと脅迫した事例（大阪、5月検挙）

カ 金融・不良債権関連事犯

25年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は36件で、前年に比べ3件減少した（図表 2-19）。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが34件と前年に比べ6件増加している一方、競売入札妨害事件といった債権回収過程におけるものが2件と前年に比べ9件減少している。

- 山口組傘下組織組長(48)が、自己の所有する宅地及び居宅を元山口組傘下組織組員(39)に売却したと仮装し、同人をして、金融機関に対し、同宅地等を購入する名目の虚偽の内容を記載した住宅ローン借入申込書を提出させるなどして、融資金をだまし取った事例（大阪、1月検挙）
- 住吉会傘下組織組員(42)が、会社役員(43)と共謀の上、金融機関に対し、同組員が同会社で稼働し報酬を得た事実があるように装い、内容虚偽の給料明細書の写し等を提出するなどして住宅ローン融資を申し込み、融資金をだまし取った事例（千葉、1月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(35)が、妻(32)らと共謀の上、金融機関に対し、同妻が建設会社で稼働し報酬を得た事実があるように装い、内容虚偽の源泉徴収票を提出するなどして住宅ローン融資を申し込み、融資金をだまし取った事例（新潟、9月検挙）

- 共政会傘下組織組員(54)が、行政書士(35)と共謀の上、金融機関に対し、自己が経営する会社が暴力団と関係を持たないかのように装い、内容虚偽の決算報告書を提出するなどして中小企業融資等を申し込み、融資金をだまし取った事例（広島、11月検挙）

図表 2-19 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数の推移

| 区分\年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 融資過程 | 11 | 12 | 14 | 15 | 12 | 39 | 33 | 45 | 28 | 34 |
| 債権回収過程 | 43 | 38 | 21 | 10 | 6 | 6 | 2 | 9 | 11 | 2 |
| 合計 | 55 | 51 | 36 | 25 | 18 | 45 | 35 | 54 | 39 | 36 |

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成16年、平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ「その他の金融機関の役職員による犯罪」1件を含む。

★ トピックス

暴力団による組織的な密漁事犯への対策

近年、暴力団が密漁団を組織して、水産資源であるナマコやアサリ、アワビ、カニ等の密漁を行い、資金源にしている状況がみられる。

特に、北海道では、暴力団が海外で高値で取引されるナマコを密漁している旨が大きく報道されるなど、密漁対策が喫緊の課題となっているが、密漁は、役割分担（潜水役、荷揚げ役、見張り役等）をすすめるなど組織的に行われていることに加えて、犯行場所が海上を含め非常に広域にわたることや、関係法令が複雑であることなどから、その対策には関係各部が連携した総合的な取組が求められる。

そこで、北海道警察においては、平成25年12月、組織犯罪対策課を中心として、生活経済課、地域企画課等の担当官を構成員とする組織的密漁事犯に係る総合対策プロジェクトチームを設置し、組織を挙げて、暴力団が介在する組織的密漁事犯対策を強化している。

4 暴力団対策法の施行状況等

(1) 指定状況

6月17日、山口組が兵庫県公安委員会により、稲川会及び住吉会が東京都公安委員会によりそれぞれ第8回目の指定を受けたのを始め、13団体が第8回目の指定を受けた。

なお、25年末現在、21団体が指定暴力団として指定されている（図表3-1）。

(2) 行政命令の発出状況

ア 中止命令

16年以降、中止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、25年においては、1,747件と前年に比べ76件減少している（図表3-2）。なお、暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、42,681件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが1,145件（前年比187件減）と全体の65.5%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが243件（同13件増）と全体の13.9%を、それぞれ占めている（図表3-3）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが583件（同40件減）、みかじめ料要求（4号）に対するものが168件（同16件増）、用心棒料等要求（5号）に対するものが285件（同102件減）となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が30件（同6件増）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が198件（同4件増）となっている。

団体別では、山口組に対するものが658件（同19件減）と最も多く、全体の37.7%を占め、次いで住吉会323件（同18件減）、稲川会219件（同70件減）の順となっている（図表3-3）。

- 極東会傘下組織組員(48)が、郵便局を訪れて貯金の受入れを要求した際、これを拒絶した郵便局長に対し、「この俺のことを知っているでしょ。いつもどおりお金を数えておいて。」などと告げて、暴力団の威力を示して貯金の受入れを要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（警視庁、3月）
- 住吉会傘下組織組員(42)が、元同僚の少年に対し、タトゥースタジオの所在地や彫り師の携帯電話の番号を教示して予約させるなどのあっせんを行い、さらに、入れ墨の施術を受け始めた同少年に対し、「完成させるまで途中でやめるなよ。」などと告げ、入れ墨を受けることを勧誘したことから、その勧誘等をしてはならないことを命じた事例（兵庫、5月）
- 山口組傘下組織組員(37)が、同組員の所属する暴力団の組員から、同暴力団から脱退したい旨電話で告げられるや、「あかん。そんな電話で言うことちゃうやろ。事務所に来て親父に話しせえ。」などと告げ、脱退に関する交渉を行う場所として同暴力団の事務所を用いることを強要したことから、これを継続してはならないことを命じた事例（大阪、6月）

- 双愛会傘下組織組長(50)が、不動産売買を拒絶した不動産会社役員に対し、「相手がいることだからお前が断れば土地の持ち主が困っちゃうだろう。今度、外で会ったらケンカだからな。」などと告げ、暴力団の威力を示して不動産の売買をすることをみだりに要求したことから、これを要求してはならないことを命じた事例（千葉、10月）
- 山口組傘下組織組員(60)が、知人の同居人らに対し、「俺は、六代目山口組〇〇組△△組の組員だ。お前等は俺の舎弟になれ。」などと威迫して、△△組への加入を強要したことから、これを継続してはならないことを命じた事例（群馬、12月）

図表 3-2 行政命令の発出件数の推移

| 区分 | 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中止命令 | | 2,717 | 2,668 | 2,488 | 2,427 | 2,270 | 2,119 | 2,130 | 2,064 | 1,823 | 1,747 |
| 再発防止命令 | | 161 | 112 | 128 | 110 | 86 | 65 | 85 | 93 | 81 | 62 |
| 請求妨害防止命令 | | — | — | — | — | 3 | 0 | 8 | 5 | 2 | 5 |
| 用心棒行為等防止命令 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 9 |
| 禁止命令 | | — | — | — | — | 61 | 30 | 8 | 14 | 12 | 2 |
| 事務所使用制限命令 | | 0 | 1(1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27(1) | 17 | 0 |

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

イ 再発防止命令

16年以降、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあるところ、25年においては、62件と前年に比べ19件減少している（図表 3-2）。なお、暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,712件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが52件（前年比15件減）と全体の83.9%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが3件（同7件減）と全体の4.8%を、それぞれ占めている（図表 3-3）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが17件（同増減なし）、みかじめ料要求（4号）に対するものが19件（同8件増）、用心棒料等要求（5号）に対するものが9件（同22件減）となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）はなく（同3件減）、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が2件（同5件減）となっている。

団体別では、山口組に対するものが31件（同6件減）と最も多く、全体の50%を占め、次いで稲川会17件（同増減なし）、住吉会4件（同8件減）、松葉会4件（同1件増）の順となっている（図表 3-3）。

- 稲川会傘下組織幹部(35)が、飲食店従業員に対し、自己が同組織の組員であることを告げた上で、「金を貸してくれないかな。明日には色を付けて返せるんだけど。俺、急いでいるんだ

よ。早くしろよ。」などと告げ、暴力団の威力を示してみだりに現金の貸付けを要求したため、中止命令を発出していたものであるが、他の者に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（神奈川、1月）

- 旭琉會傘下組織幹部(36)が、飲食店店長に対し、自己が所属する暴力団の代紋等が入った名刺を手渡し、「また、組合に入ってもらからよろしく頼むよ。」などと告げた上で、干支の置物を購入することなどを要求したため、中止命令を発出していたものであるが、他の飲食店の経営者等に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（沖縄、3月）
- 山口組傘下組織組員(20)が、暴走族の総長に対し、「今後、トラブルがあったら俺が面倒みてやるから。毎月メンバー全員から1人月1,000円集めて俺に持って来い。」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して現金を徴収するよう要求したものであるが、他の者に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の準暴力的要求行為の要求等をしてはならないことを命じた事例（愛知、5月）
- 山口組傘下組織組員(50)が、証券会社を訪れて口座開設を申し込んだが、同社社員に暴力団員であることを看破され、口座開設を拒絶されたため、「何でや。ワシがヤクザと調べて分かったからか。嫁の名義にでもしたら売れるようになるんか。」などと暴力団の威力を示して金融商品取引行為を行うことを要求したものであるが、他の会社に対しても同様の要求を行ったことから、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（兵庫、7月）
- 山口組傘下組織組長(48)が、縄張内に所在する飲食店の経営者と用心棒の役務を提供することを約束した上、その後、縄張内に所在する他の飲食店経営者とも用心棒の役務を提供することを約束したため、更に反復して用心棒の役務の提供又はその約束を行うおそれがあると認められたことから、縄張内で営業を営む者のために用心棒の役務を提供すること等をしてはならないことを命じた事例（高知、8月）

ウ 請求妨害防止命令

25年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出は5件（前年比3件増）であった（図表3-2）。同命令は、いずれも山口組に対するものである（図表3-3）。

- 山口組傘下組織組員らの不法行為により死亡した男性の遺族が、損害賠償責任を負う山口組組長(71)及び同組若頭(65)に対して損害賠償請求訴訟を提起したことから、同組長及び若頭に対し、1年間、請求者に不安を覚えさせるような方法で当該請求を妨害してはならない旨を命じた事例（愛知・三重、7月）

エ 用心棒行為等防止命令

25年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は9件であった（図表3-2）。団体別では、山口組に対するものが8件、住吉会に対するものが1件となっている（図表3-3）。

- 山口組傘下組織幹部(34)が、縄張内に所在する飲食店の経営者に対し、用心棒の役務を提供することを約束した後、実際にその役務を提供した上、同経営者に対して、「また何かあったら言うて。」と告げ、改めて用心棒を行う約束を交わしたことから、同経営者等のために用心棒の役務を提供することなどをしてはならないことを命じた事例（兵庫、3月）
- 山口組傘下組織組長(49)が、縄張内に所在する飲食店の経営者に対し、用心棒の役務を提供することを約束した上、その後、同組長の配下組員らが同経営者に対し、「これからは、何かあったら俺達に連絡して。1店舗2万円だから。」などと告げ、同組長を含め配下組員らにおいて用心棒の役務を提供することを約束したことから、同経営者等のために用心棒の役務を提供することなどをしてはならないことを命じた事例（北海道、10月）

オ 禁止命令

25年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は2件であり、前年に比べて10件減少している（図表3-2）。これらの命令は、いずれも道仁会に対するものである（図表3-3）。

- 道仁会と九州誠道会との間で発生した対立抗争に関して、道仁会傘下組織組長(55)に対し、九州誠道会傘下組織事務所で手りゅう弾を爆発させ、刑に処せられた道仁会傘下組織組員2名に対して、出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を命じた事例（福岡、4月）

カ 事務所使用制限命令

25年における事務所使用制限命令の発出はなく、前年に比べて17件減少している（図表3-2）。

(3) 命令違反事件の検挙状況

25年における命令違反事件の検挙件数は5件であり、前年に比べて2件増加している。

- 住吉会傘下組織組員(48)は、営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入することを要求することなどを禁ずる旨の再発防止命令を受けたものであるが、更に同組員が、縄張内の飲食店経営者に対して、「正月飾りのお願いに来たよ。今年も悪いね。」などと言って、同店における日常業務に用いる物品を購入することを要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（千葉、2月検挙）
- 稲川会傘下組織組員(65)は、営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入することを要求することを禁ずる旨の再発防止命令を受けたものであるが、更に同組員が、縄

張内のホテルの従業員に対して、「しめ縄とか裏白とかはどうしますか。」などと告げるなどして、その営業所における日常業務に用いる物品を購入することを要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（静岡、5月検挙）

- 山口組傘下組織組員(23)は、知人に対し、暴力団組織への加入強要を継続してはならない旨の中止命令を受けたものであるが、更に同組員が、同所属組員(23)と共謀の上、同知人に対して暴力団組織への加入を強要したことから、中止命令違反としてこれを検挙した事例（栃木、11月検挙）

図表3-1 指定暴力団一覧表(21団体)

| 番号 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表する者 | 勢力範囲 | 構成員数 |
|----|----------|-----------------------------|-------|-----------|----------|
| 1 | 六代目山口組 | 兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1 | 篠田 建市 | 1都1道2府41県 | 約11,600人 |
| 2 | 稲川会 | 東京都港区六本木7-8-4 | 辛 炳圭 | 1都1道17県 | 約3,300人 |
| 3 | 住吉会 | 東京都港区赤坂6-4-21 | 西口 茂男 | 1都1道1府15県 | 約4,200人 |
| 4 | 五代目工藤會 | 福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12 | 野村 悟 | 3県 | 約560人 |
| 5 | 旭琉會 | 沖縄県沖縄市上地2-14-17 | 富永 清 | 県内 | 約520人 |
| 6 | 六代目会津小鉄会 | 京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1 | 馬場 美次 | 1道1府 | 約270人 |
| 7 | 五代目共政会 | 広島県広島市南区南大河町18-10 | 守屋 輯 | 県内 | 約210人 |
| 8 | 七代目合田一家 | 山口県下関市竹崎町3-13-6 | 金 教煥 | 3県 | 約120人 |
| 9 | 四代目小桜一家 | 鹿児島県鹿児島市甲突町9-1 | 平岡 喜榮 | 県内 | 約70人 |
| 10 | 四代目浅野組 | 岡山県笠岡市笠岡615-11 | 森田 文靖 | 2県 | 約100人 |
| 11 | 道仁会 | 福岡県久留米市京町247-6 | 小林 哲治 | 4県 | 約630人 |
| 12 | 二代目親和会 | 香川県高松市塩上町2-14-4 | 吉良 博文 | 県内 | 約50人 |
| 13 | 双愛会 | 千葉県市原市潤井戸1343-8 | 塩島 正則 | 2県 | 約200人 |
| 14 | 三代目俠道会 | 広島県尾道市山波町3025-1 | 渡邊 望 | 5県 | 約130人 |
| 15 | 太州会 | 福岡県田川市大字弓削田1314-1 | 日高 博 | 県内 | 約160人 |
| 16 | 九代目酒梅組 | 大阪府大阪市西成区太子1-3-17 | 吉村 三男 | 府内 | 約50人 |
| 17 | 極東会 | 東京都豊島区西池袋1-29-5 | 曹 圭化 | 1都1道13県 | 約880人 |
| 18 | 二代目東組 | 大阪府大阪市西成区山王1-11-8 | 滝本 博司 | 府内 | 約150人 |
| 19 | 松葉会 | 東京都台東区西浅草2-9-8 | 荻野 義朗 | 1都1道8県 | 約910人 |
| 20 | 三代目福博会 | 福岡県福岡市博多区千代5-18-15 | 金 寅純 | 4県 | 約220人 |
| 21 | 浪川睦会 | 福岡県大牟田市上官町2-4-2 | 朴 政浩 | 1都5県 | 約290人 |

注: 1 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成25年末のものを示している。

2 平成25年末における全暴力団構成員数(約25,600人)に占める指定暴力団構成員数(約24,700人)の比率は96.5%である。

図表3-3 平成25年における中止命令等通用状況

| 形態別 | | 区分 | 中止命令 | その他の命令 |
|-----|-------|-------------------------|-------|--------|
| 9 | 1号 | 人の弱みにつけ込む金品等要求行為 | 1 | 0 |
| | 2号 | 不当贈与要求行為 | 583 | 17 |
| | 3号 | 不当下請等要求行為 | 4 | 0 |
| | 4号 | みかじめ料要求行為 | 168 | 19 |
| | 5号 | 用心棒料等要求行為 | 285 | 9 |
| | 6号 | 高利債権取立行為 | 18 | 3 |
| | 7号 | 不当債権取立行為 | 7 | 0 |
| | 8号 | 不当債務免除要求行為 | 47 | 1 |
| | 9号 | 不当貸付要求行為 | 9 | 2 |
| | 10号 | 不当金融商品取引要求行為 | 2 | 1 |
| | 11号 | 不当自己株式買取等要求行為 | 0 | 0 |
| | 12号 | 不当預貯金受人要求行為 | 1 | 0 |
| | 13号 | 不当地上げ行為 | 3 | 0 |
| | 14号 | 販売等妨害行為 | 0 | 0 |
| | 15号 | 不当宅地等取引要求行為 | 2 | 0 |
| | 16号 | 不当宅地賃借等要求行為 | 0 | 0 |
| | 17号 | 不当建設工事要求行為 | 0 | 0 |
| | 18号 | 不当施設利用要求行為 | 0 | 0 |
| | 19号 | 不当示談介入行為 | 0 | 0 |
| | 20号 | 因縁をつけての金品等要求行為 | 15 | 0 |
| | 21号 | 不当許認可等要求行為 | 0 | 0 |
| | 22号 | 不当許認可等排除要求行為 | 0 | 0 |
| | 23号 | 不当入札参加要求行為 | 0 | 0 |
| | 24号 | 不当入札排除要求行為 | 0 | 0 |
| | 25号 | 談合入札要求行為 | 0 | 0 |
| | 26号 | 不当公契約排除要求行為 | 0 | 0 |
| | 27号 | 不当公契約下請等あっせん要求行為 | 0 | 0 |
| 小計 | | | 1,145 | 52 |
| 10 | 1項 | 暴力的要求行為の要求等 | - | 0 |
| | 2項 | 暴力的要求行為の現場立会援助 | 279 | - |
| 小計 | | | 279 | 0 |
| 12 | 2 | 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為 | - | 2 |
| 12 | 3 | 準暴力的要求行為の要求等 | - | 2 |
| 12 | 5 | 準暴力的要求行為 | 63 | 2 |
| 15 | 1項 | 指定暴力団相互の対立抗争 | - | 0 |
| | 3項 | 指定暴力団内部の対立抗争 | - | 0 |
| 小計 | | | - | 0 |
| 16 | 1項 | 少年に対する加入強要・脱退妨害 | 30 | 0 |
| | 2項 | 威迫による加入強要・脱退妨害 | 198 | 2 |
| | 3項 | 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害 | 15 | 1 |
| 小計 | | | 243 | 3 |
| 17 | | 加入の強要の命令等 | - | 0 |
| 20 | | 指詰めの強要等 | 7 | 0 |
| 21 | | 指詰めの強要の命令等 | - | 0 |
| 24 | | 少年に対する入れ墨の強要等 | 1 | 0 |
| 25 | | 少年に対する入れ墨の強要の要求等 | - | 0 |
| 29 | | 事務所における禁止行為 | 7 | - |
| 30 | 2 | 損害賠償請求等の妨害 | 0 | 5 |
| 30 | 5 | 暴力行為の賞讃等 | - | 2 |
| 30 | 1項 | 用心棒の役務提供等 | 2 | 10 |
| | 2項 | 用心棒行為等の要求等 | - | 0 |
| 小計 | | | 2 | 10 |
| 30 | 9 | 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為 | 0 | 0 |
| 30 | 11-1項 | 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限 | - | 0 |
| 合計 | | | 1,747 | 78 |

※ 「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は防止命令、30条の5は禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び防止命令で、これら以外は、再発防止命令のことである。

○ 団体別

| 団体別 | 区分 | 中止命令 | 再発防止命令 | 防止命令 | 禁止命令 |
|------------|----|-------|--------|-------|------|
| 六代目山口組 | | 658 | 31 | 13(5) | 0 |
| 稲川会 | | 219 | 17 | 0 | 0 |
| 住吉会 | | 323 | 4 | 1 | 0 |
| 五代目工藤會 | | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 旭琉會 | | 20 | 2 | 0 | 0 |
| 六代目会津小鉄会 | | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 五代目共政会 | | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 七代目合田一家 | | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 四代目小椋一家 | | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 四代目浅野組 | | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 道仁会 | | 15 | 1 | 0 | 2 |
| 二代目親和会 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 双愛会 | | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 三代目俠道会 | | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 太州会 | | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 九代目酒梅組 | | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 極東会 | | 57 | 0 | 0 | 0 |
| 二代目東組 | | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 松葉会 | | 65 | 4 | 0 | 0 |
| 三代目福博会 | | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 浪川睦会 | | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 指定暴力団構成員以外 | | 331 | 2 | 0 | 0 |
| 合計 | | 1,747 | 62 | 14(5) | 2 |

※ 「防止命令」のうち、()は請求妨害防止命令の件数(内数)である。

5 暴力団排除条例の施行状況等

(1) 条例の制定及び施行

23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。また、25年においては、6月に福岡及び熊本において、また、10月に新潟において、それぞれの県の暴力団情勢を踏まえた改正条例が施行されている。

なお、市町村における条例については、25年末までに35府県（青森、宮城、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び沖縄）内の全市町村で制定され、他の都道府県の市町村においても、制定に向けた動きが見られる。

(2) 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。25年における実施件数は、勧告が71件、指導が2件、中止命令が7件、検挙が3件となっている（24年中は勧告が68件、指導が3件、中止命令が6件、検挙が5件）。

ア 勧告事例

- ボウリング場支配人(51)が、山口組傘下組織幹部(59)が主催するボウリング大会であることを知りながら会場を提供したことから、同支配人と同幹部に対し、勧告を実施した事例（愛知、1月）
- ストリップ劇場経営者(68)が、暴力団の威力を利用することの対償として、山口組傘下組織組員(28)に現金と招待券を供与したことから、同経営者と同組員に対し、勧告を実施した事例（埼玉、2月）
- 飲食店経営者(70)が、稲川会傘下組織幹部(55)からの依頼を受け、同組織の行事のために同店宴会場を提供したことから、同経営者と同幹部に対し、勧告を実施した事例（神奈川、5月）
- 暴力団員に対し、現金を供与したことにより勧告を受けていた商業協同組合が、勧告に従わず、更に現金を供与したことから、「勧告に従わなかった法人」としてその名称を公表した事例（兵庫、6月）
- 風俗店経営者(37)が、暴力団の威力を利用することの対償として、山口組傘下組織幹部(42)に現金を供与したことから、同経営者と同幹部に対し、勧告を実施した事例（三重、7月）
- 稲川会傘下組織組員(62)が、15歳と14歳の中学生を暴力団事務所に立ち入らせたことから、同組員に対し、中止命令を発出した事例（千葉、10月）

イ 検挙事例

- 道仁会傘下組織組長(37)らが、条例で定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域内に暴力団事務所を開設し、運営したことから、条例違反として検挙した事例（福岡、6月検挙）
- 山口組傘下組織幹部(48)が、条例で定める暴力団排除特別強化地域において、飲食店経営者(49)から用心棒料を受けていたことから、条例違反として、同幹部と同経営者を検挙した事例（京都、12月検挙）

6 暴力団排除等の推進

(1) 公共部門における暴力団排除

ア 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

(7) 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（18年12月開催）において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、第14回犯罪対策閣僚会議（21年12月開催）において、これら2つの排除方策に加え、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものも含む。）を盛り込むこと（③「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」）及び関係省庁が、民間工事等に関係する業界においても①から③までと同様の取組が講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行うこと（④「民間工事等からの暴力団排除」）を推進することとされた。

- 24年9月までに、警察庁と全ての省庁（1府11省1庁）が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。さらに、警察庁においては、3月、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間で、同支援機構が行うあらゆる公共事業等からの暴力団排除を徹底するための合意書を締結した。

(4) 地方自治体における取組

① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団構成員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

- 6月までに、福井県及び新潟県において、県が行う全ての公共事業等を対象に暴力団排除条項を整備した。これにより、40都道府県において整備が完了した。

(参考)

地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

平成25年12月末現在

| | 暴力団排除条項 | | 下請・再委託契約 | | 通報報告制度 | |
|--------------|---------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | 都道府県 | 市区町村 | 都道府県 | 市区町村 | 都道府県 | 市区町村 |
| 公共工事 | 47 | 1,722 | 47 | 1,534 | 44 | 1,284 |
| 測量・建設コンサルタント | 47 | 1,690 | 47 | 1,511 | 44 | 1,273 |
| 役務提供 | 46 | 1,486 | — | — | 42 | 1,093 |
| 物品・資材調達 | 47 | 1,486 | — | — | 42 | 1,090 |
| 公有財産売払い | 45 | 1,279 | — | — | — | — |

※ 自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,742

③ 主な排除事例

- 工藤會傘下組織幹部を殺人未遂等で検挙したところ、その捜査の過程で、同幹部と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していた事業者5社が判明したことから、県等に通報し、公共工事から排除した事例（福岡、3月）
- 会津小鉄会傘下組織組員らを詐欺で検挙したところ、その捜査の過程で、同組員らが経営に関わっていた清掃業者2社が判明したことから、府及び市に通報し、公共事業から排除した事例（京都、3月）
- 山口組傘下組織幹部を詐欺で検挙したところ、その捜査の過程で、建設会社役員が同幹部に対して車両を貸し与えるなど、同役員が同幹部と社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、国の機関や府等に通報し、公共工事から排除した事例（大阪、4月）
- 検察事務官及び建設会社役員らを国家公務員法違反で検挙したところ、その捜査の過程で、同建設会社役員が山口組傘下組織幹部と密接な関係を有していたことが判明したことから、市に通報し、公共工事から排除した事例（静岡、6月）
- 山口組傘下組織幹部らを暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙したところ、その捜査の過程で、建設会社役員が道仁会傘下組織幹部と社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明したことから、国の機関や県等に通報し、公共工事から排除した事例（佐賀、8月）

イ 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用により、暴力団関係企業の排除を進めている。

なお、4月に施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び12月に施行された改正不動産特定共同事業法には、それぞれ暴力団排除条項が盛り込まれた。

- 県からの意見聴取に基づいて産業廃棄物収集運搬業許可の申請業者を調査したところ、その代表取締役が元山口組傘下組織組員であることが判明したことから、その旨県に回答し、申請を不許可とした事例（愛知、4月、岐阜、5月）

- 県からの意見聴取に基づいて産業廃棄物処分業許可の申請業者を調査したところ、山口組傘下組織組員が実質的に事業活動を支配していることが判明したことから、その旨県に回答し、申請を不許可とするとともに、同申請業者が既に取得していた産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した事例（長野、5月）
- 労働者派遣法違反で山口組傘下組織幹部らと共に建設会社役員を検挙し、同役員の刑が確定したことから、県が建設業許可を取り消した事例（福井、4月）
- 暴力行為等処罰に関する法律違反で山口組傘下組織幹部及び同幹部の妻を検挙したところ、その捜査の過程で、同妻が特定派遣元事業主として暴力団員である夫を業務に従事させていたことが判明したことから、国に通報した結果、特定労働者派遣事業の廃止を命じた事例（静岡、10月）

ウ その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

- 山口組傘下組織組員を暴力行為等処罰に関する法律違反で検挙して事件広報したところ、市の福祉事務所が同組員に生活保護を支給していることに気付き、支給を廃止した事例（新潟、5月）
- 住吉会傘下組織幹部を売春防止法違反で検挙したところ、その捜査の過程で、生活保護の受給及び公営住宅への入居事実が判明したことから、関係機関に通報し、生活保護の支給を廃止するとともに、公営住宅から自主退去させた事例（茨城、4月）
- 合田一家傘下組織組員を覚せい剤取締法違反で検挙したところ、その捜査の過程で、公営住宅への入居事実が判明したことから、市が建物明渡し等の請求訴訟を提起して勝訴し、強制撤去させた事例（山口、1月）
- 住吉会傘下組織幹部を窃盗事件で検挙したところ、その捜査の過程で、暴力団員であることを隠して生活保護費を受給していることが判明したことから、市に通報し、支給が廃止された事例（栃木、10月）

(2) 民間部門における暴力団排除

ア 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

24年7月、企業指針に基づく取組状況等を把握するため、22年に続いて企業に対するアンケート調査を実施したところ（回答2,885社）、前回調査と比較して、過去5年間に不当要求を受けた経験がある企業の割合が14%から11.7%へ減少し、また、「企業指針を知っていた」とする割合が43.5%から77.4%へ、「被害防止のための取組を行った」とする割合が30.8%から61.5%へと、それぞれ増加した。その一方、大規模企業に比べ、個人事業主や小規模企業の取組が遅れているなどのばらつきもみられたことから、引き続き関係省庁と緊密に連携しつつ、企業指針の普及啓発を行っている。

イ 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げた上、21年3月、日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受け、さらに22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定するなど、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に進めている。

警察庁においては、証券業界における暴力団等反社会的勢力排除の取組を支援するため、警察庁のサーバと同協会のサーバを接続し、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者又は口座を保有する者の暴力団構成員等該当性について、同協会又はその会員会社に設置された照会端末を利用した各社からの照会に応じるシステムを構築し、25年1月から運用を開始している。

ウ 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。25年3月には、新潟県商工会連合会が定款を変更して会員の資格に暴力団排除条項を導入し、暴力団排除宣言を行うなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

エ 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

- 県内の5地区において、露天商が自主組織「お祭り商業協議会」を設立し、警察と連携して祭礼からの暴力団排除に取り組んでいる事例（山形、5月）
- 県内の祭礼やイベントにおいて、主催者、警察等からなる暴力団排除委員会を結成し、暴力団排除条項を盛り込んだ委員会規約に基づいて暴力団排除に取り組んでいる事例（富山、4月）

(3) 地域・住民による暴力団排除

ア 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第31条の2（威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、愛知県等で新たに訴訟が提起されたほか、22年12月に千葉県において提訴された事件について和解が成立した。

- 22年9月、山口組傘下組織組長らが飲食店に放火し、店員を死亡させるなどした事件について、遺族が実行行為者の同組長らに加え、民法第715条及び暴力団対策法第31条の2に基づき、同組長らの所属する上位組織の組長及び山口組組長らに対して損害賠償請求訴訟を提起した事例（愛知、5月）
- 22年1月、住吉会傘下組織組長らが男性を監禁し、暴行を加えて傷害を負わせた上、現金等を強取した事件について、22年12月、同男性が実行行為者である同組長に加え、暴力団対策法第31条の2に基づき、住吉会総裁らに対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、和解が成立して和解金が支払われた事例（千葉、6月）
- 10年8月から22年8月までの間、山口組傘下組織組長が飲食店経営者からみかじめ料を徴収していた事案について、同経営者が、実行行為者である同組長に加え、暴力団対策法第31条の2に基づき、山口組組長らに対して損害賠償請求訴訟を提起した事例（愛知、7月）

イ 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

- 賃貸物件が松葉会傘下組織事務所として使用されていた事案につき、物件所有者が建物明渡請求訴訟を提起して勝訴し、事務所が撤去された事例（千葉、4月）
- 九州誠道会（現・浪川陸会）傘下組織事務所に対する事務所使用禁止等請求訴訟につき、24年9月に和解が成立した後、地元の社会福祉法人が事務所建物を購入し、事務所が撤去された事例（長崎、9月）
- 道仁会本部事務所に対する事務所使用禁止等請求訴訟につき、市土地開発公社が購入する等の内容で和解が成立し、事務所が撤去された事例（福岡、10月）
- 賃貸物件が九州誠道会（現・浪川陸会）傘下組織事務所として使用されていた事案につき、物件所有者が建物明渡請求訴訟を提起して勝訴し、事務所が撤去された事例（佐賀、12月）

(4) 暴力団排除活動に対する支援

ア 保護対策の強化

23年12月、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保を強化するため、新たに「保護対策実施要綱」を制定し、同要綱に基づき身辺警戒員(略称「PO」(Protection Officer))をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

- 11月、暴力団による危害行為から保護対象者の安全を確保するための専門的技術を習得させ、各都道府県警察における身辺警戒の訓練指導者を育成することを目的とした保護対策専科を初めて開催した。

イ 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、23年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とした。

(5) 都道府県センターの活動状況

ア 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

25年中の暴力団関係相談の受理件数は4万7,098件(前年比747件増)であり、このうち警察で2万3,630件(同1,261件増)、都道府県センターで2万3,468件(同514件減)を受理した(図表4-1)。

- 都道府県センターが、「暴力団員から口止め料名目で現金を脅し取られた」旨の相談を受理し、速やかに警察へ引き継ぎ、警察において恐喝で山口組傘下組織組員を検挙した事例(香川、11月)

図表4-1 暴力団相談の受理件数

| 区分 \ 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談受理件数 | 38,516 | 35,156 | 36,172 | 33,944 | 34,616 | 35,127 | 36,870 | 40,971 | 46,351 | 47,098 |
| うち警察 | 21,217 | 18,461 | 18,191 | 15,893 | 16,371 | 16,186 | 17,035 | 19,472 | 22,369 | 23,630 |
| うちセンター | 17,299 | 16,695 | 17,981 | 18,051 | 18,245 | 18,941 | 19,835 | 21,499 | 23,982 | 23,468 |

イ 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

25年4月現在の不当要求防止責任者の数は52万1,827人で、24年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,888回、同講習の受講人数は延べ8万946人であった。

ウ 適格都道府県センターの認定状況

24年の暴力団対策法の改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた都道府県センターは、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、事務所の使用等の差止めを請求できる制度が導入されたことを受け、25年末までに24都府県の都道府県センターが、適格都道府県センターとして認定を受けた。

- 2月に適格都道府県センターとして認定を受けた徳島県暴力追放県民センターが、県内所在の山口組傘下組織事務所に対し、全国で初めて内容証明郵便の送付による裁判外の事務所使用差止請求を行い、同事務所の撤去に至った事例（徳島、6月）

エ 暴力団構成員の離脱促進、社会復帰の状況

25年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団構成員の数については、約520人（前年比約80人減）となっている（図表4-2）。

- 暴力団組織からの離脱及び社会復帰に向けた支援を強化するため、「長崎県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」を再設立し、関係機関の連携強化を図った事例（長崎、12月）

図表4-2 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移

| 年次 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区分 | | | | | | | | | | |
| 離脱者 | 590 | 580 | 500 | 650 | 780 | 660 | 630 | 690 | 600 | 520 |

★ トピックス

暴力団離脱者の社会復帰に向けた関係機関間の連携強化

1 概要

暴力団離脱者の刑務所出所後の社会復帰を促進するため、法務省と協議の上、4月から、警察の支援により暴力団を離脱し、仮釈放となった者の出所情報を警察と保護観察所が共有し、両者が連携して、就労及び定着に向けた支援を実施している。

2 主な連携強化の枠組み

- (1) 仮釈放となった者の出所情報を、刑務所等から、警察庁を通じて関係都道府県警察が提供を受けるとともに、保護観察所との情報共有を図っている。
- (2) 離脱者受入企業を支援するため、保護観察所等と連携し、トライアル雇用制度、身元保証制度等の就労支援メニューの活用を図っている。
 - ア トライアル雇用制度
試行的に刑務所出所者等を雇用した雇用主に奨励金を支給するもの。
 - イ 身元保証制度
身元保証人を確保できない刑務所出所者等の身元を保証し、刑務所出所者等の故意又は過失による業務上の損害に対して見舞金を支給するもの。

3 活用事例

- 刑務所から受けた出所情報を基に、保護観察所と連携の上、刑務所からの出所者と面談し、就労支援メニュー等を活用して就労した事例（北海道、8月）

7 東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除等の対策

東日本大震災における復旧・復興事業には、官民間わず、長期にわたり多額の資金が投入されることから、暴力団等が各種事業に介入して、違法行為を敢行したり、暴力団としての活動資金を獲得するおそれがある。

これまで実際に、暴力団員が、仮設住宅工事から排除されたことに因縁を付け損害金を脅し取ろうとした恐喝未遂事件、派遣が禁止されている建設業務に労働者を派遣した労働者派遣法違反事件、緊急小口融資をだまし取った詐欺事件等が発生している。

警察においては、関係県警察等が参加する暴力団排除対策推進会議の開催等により、連携や情報の共有を図りながら、暴力団等の動向把握や取締りを徹底するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、各種事業への暴力団等の介入を阻止するための対策を推進している。

25年においては、5月に開催された第20回犯罪対策閣僚会議において、復旧・復興事業から暴力団を排除するため、政府として、①「元請事業者又は受託事業者による施工体制の把握」、②「違法・不審情報の共有」、③事業者に対する「検査・調査の強化」、④「事業者に対する啓発等」、⑤「暴力団排除のための協議会の設置」の取組を推進することとされた。

(1) 警察庁における対応状況

- ア 2月及び7月、警察庁、東北管区警察局及び被災3県警察等による東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除対策推進会議を開催した。
- イ 7月、警察庁、東北管区警察局、復興庁、国土交通省、厚生労働省、環境省、被災3県及び被災3県警察等による復旧・復興事業からの暴力団排除に係る関係機関連絡会議を開催した。

(2) 被災3県警察における対応状況

- ア 岩手県警察においては、県内4地区に設立した災害廃棄物処理事業からの暴力団排除を徹底するための協議会に加え、復旧・復興事業への暴力団の介入を防止するため、11月に設立した岩手県復旧・復興事業暴力団等排除協議会等とも連携して暴力団排除を推進している。
- イ 宮城県警察においては、県内8地区に設立した災害廃棄物処理事業からの暴力団排除を徹底するための協議会等と連携して暴力団排除を推進している。
- ウ 福島県警察においては、除染特別地域における除染等事業や福島第一原子力発電所復旧工事からの暴力団排除を徹底するための協議会・現地連絡会に加え、県内18地区に新たに設立した連絡協議会とも連携して暴力団排除を推進している。

(3) 東日本大震災に関連した犯罪の取締り状況

25年における東日本大震災に関連した暴力団犯罪の検挙件数は、25件（前年比6件増、過去2年間の平均比7件増）である。

暴力団が、被災地の復旧・復興工事等の現場に労働者を違法に派遣するなど、震災の復旧・復興事業に介入している実態がうかがえる。

- 住吉会傘下組織幹部(40)が、厚生労働大臣の許可を受けずに、業として、原発事故に伴う除染作業現場に労働者を派遣し、除草等の放射能除染作業に従事させた事例（山形、1月検挙）
- 住吉会傘下組織幹部(40)が、東日本大震災復興事業である応急仮設住宅建設工事等の現場に労働者を派遣し、屋根敷設工事等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った事例（山形、1月検挙）
- 山口組傘下組織組員(48)らが、金融機関から被災者向けの融資制度を悪用して融資金をだまし取ることを企て、虚偽の内容の書類を提出するなどして、融資金等をだまし取った事例（宮城、9月検挙）

1 準暴力団の概要

近年、繁華街・歓楽街等において、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている。こうした集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在する。

警察では、こうした集団を準暴力団と定義し、実態解明の徹底及び違法行為の取締りの強化等に努めている。

2 準暴力団の形態

準暴力団の形態としては、主に次のような集団が挙げられる。

(1) 暴走族の元構成員を中心とする集団

暴走族の解散後又は暴走族からの離脱後も、先輩後輩の上下関係又は地域や学校における交友関係といった暴走族当時の人間関係を維持している元構成員が、暴力団よりは組織性が弱いものの、一定程度の組織性を有する集団を形成し、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を敢行するようになったものである。

対立する集団のメンバーを大勢で襲撃するなど、暴走族当時と同様の暴力的な行動を取ること多いが、一方で特殊詐欺等の犯罪や合法事業で多額の資金を獲得しているとみられる者をメンバーとするものもある。つまり、暴走族当時の人間関係や粗暴性を有したまま、成人後も各種犯罪行為を敢行しているだけでなく、暴走族当時よりも効率的に又は大規模に資金を獲得している実態があるものと考えられる。

また、資金獲得活動の背後にあるとみられる暴力団との関係は様々であるが、集団そのものが特定の暴力団組織の支配下に入っているケースは現時点ではみられない。暴力団の後ろ盾を得るために、一部のメンバーが暴力団に加入したり、暴力団員と共存関係を構築したりしている実態は確認されているが、同じ集団であっても、関係を有する暴力団は複数の組織に及んでいる。

さらに、暴力団と資金源等をめぐって対立することもあり、過去には暴力団員を襲撃した事件も発生している。

(2) 地下格闘技団体の選手等を中心とする集団

地下格闘技団体の選手等が、粗暴性を有する集団を形成し、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を敢行するようになったものである。

暴力団関係者が運営に関与しているものや、暴力団員が選手として出場しているものもあり、地下格闘技関連の収益が暴力団に流入していると見られる。

なお、通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」（平成25年3月7日付け）の発出以前に既に解散届を提出していた団体であるが、粗暴性を有する集団の代表的な例として

は、大阪市の繁華街・歓楽街であるミナミ地区等で暴行、傷害等を敢行していた集団「強者」が挙げられる。

※ いわゆる地下格闘技についての明確な定義はないが、基本的に誰でも試合に出場することができるため、暴走族や不良グループの元構成員といった粗暴性を有する選手が出場し、路上のけんかと同様の試合を売り物とすることが多い。

3 主な検挙事例

主な検挙事例については、以下のとおりである。

(1) 関東連合OBグループ

- 「関東連合OBグループ」メンバー(31)らが、パチンコ台の攻略情報を提供すると称し登録料等の名目で現金を振り込ませて騙し取った事例（警視庁、3月検挙）
- 住吉会傘下組織幹部である「関東連合OBグループ」メンバー(35)が、東京都新宿区内マンションに対して拳銃を発砲した事例（警視庁、5月検挙）

(2) チャイニーズドラゴン

- 「チャイニーズドラゴン」メンバー(36)らが千葉県松戸市内のエステ店を廃業させようとして、同店経営者らを脅迫した事例（警視庁・千葉、4月検挙）
- 「チャイニーズドラゴン」メンバー(34)らが、愛知県名古屋市内で他人名義の預貯金口座に係るキャッシュカード8枚を有償で譲り受けた事例（兵庫、7月検挙）

(3) 参考（地下格闘技団体）

- 「強者」幹部(41)らが通行人4名に傷害を負わせた事例（大阪、24年10月検挙）
- 「強者」元幹部の地下格闘技選手(36)らが、格闘技イベントの会場に侵入し、会場の机を破壊し、消火器を噴霧するなどして同イベントを中断させた事例（大阪、26年1月検挙）